さいしん

第 45 号

2012 年 6 月 24 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

東電 OL 殺人事件で
再審開始決定！





ゴビンダさんに続け！
Free Hakamada Now!!!
袴田巖さんに一刻も早い再審を！
新たな DNA 鑑定で
袴田さんの無実が一層明白に！





この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会
袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「新たなDNA鑑定で袴田さんの無実が一層明白に！」
「第15回三者協議で鑑定人への求釈明の実施を決定」他　福田……2
○報　　告　面会報告　平野・福田……6
○オピニオン　明暗分けた二つの決定　福田……8
○議連ニュース「牧野会長らが滝法務副大臣に緊急申入れ」他　福田……9
○「袴田事件」トピックス「輪島氏らボクシング関係者が静岡で要請行動」
「鳥越俊太郎氏をゲストに『袴田事件』特別セミナーを開催！」他　福田、小石、校條 11
○オピニオン　明暗を分けたものは何だったのか？　石井…… 19
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20

※今号の新聞記事集は別冊になります。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★新たなDNA鑑定で袴田さんの無実が一層明白に！★

今年３月14日に東京拘置所内で袴田さんから任意に血液提供を受け、弁護団推薦のA鑑定人と検察推薦のB鑑定人が進めていたDNA鑑定（以下、昨年行われた鑑定を第１鑑定、今回の鑑定を第２鑑定と呼びます。）の鑑定書が、４月13日と16日にそれぞれ静岡地裁に提出されました。

鑑定結果の概要は３ページの表のとおりです。

A鑑定人・B鑑定人とも袴田さんの血液型・核DNA型・ミトコンドリア(mt)DNA型を検査し、血液型と核DNA型については完全に一致、mtDNA型についても両者でほぼ一致しています。mtDNA型の僅かな違いについてもB鑑定人が１ヵ所の塩基でヘテロプラスミー（特定部位のDNAに関して、同じ人が複数の塩基を持っている状態）を指摘しているだけで、こうした結果は珍しくなく、同一人の検査結果としても何ら矛盾はありませんでした。鑑定事項１については、袴田さんの血液を直接採取して試料としているので、汚染（コンタミ）や劣化の危険性はほとんどなく、両鑑定人の検査結果が一致するのは当然と言えます。

そして、最も注目された鑑定事項２について、A鑑定人は、確定判決で袴田さんの血液だとされた「5点の衣類」の白半袖シャツの右肩部分に付着しているB型血液の核DNA型が、袴田さんの核DNA型と一致しないとの結論を出しました。さらにはB鑑定人も、同じ部位の試料から検出されたmtDNA型と袴田さんのmtDNA型は一致しないとの結果を出したのです。

弁護団推薦の鑑定人だけでなく検察推薦の鑑定人も白半袖シャツの右肩部分に付着しているB型血液が袴田さんのものではないと結論付けたことで、「5点の衣類」と袴田さんとのつながりは無くなったも同然です。B鑑定人は鑑定事項３で、緑色ブリーフに付着していた血液のDNAが「袴田さんに由来するとして排除できない」との鑑定結果を出していますが、これは核DNA型に関するSTRの検査で「TH01」というローカスが、

緑色ブリーフ付着血液と袴田さん共に「9 型」で一致しているからです。しかし、緑色ブリーフ付着血液の STR 検査では、他の 14 箇所のローカスの DNA 型は検出されておらず、「TH01」だけが一致したからと言って、それが袴田さんに由来すると断定することなどとてもできません。科警研の出した「TH01」に関するあるデータによれば、日本人では「9 型」の出現頻度が最も高く、6-7 人に 1 人は「9 型」とされているので、ABO 式の血液型が一致した程度の話に過ぎません。



右肩部分の血液が袴田さんのものでないことが明らかになった白半袖シャツ

今後は、特に A 鑑定人の第 1 鑑定の信用性について検察と弁護団とで激しい議論が展開されると予想されますが、仮に信用性が認められるとすれば、「5 点の衣類」が袴田さんの犯行着衣ではないことが証明されることになり再審開始がいよいよ見えてきます。また、それは同時に、袴田さんの実家で発見されたズボンの共布が警察の捏造証拠であるとの疑いが、単なる推測の域を超えた「合理的疑い」になることをも意味します。そうなれば、裁判所は再審開始決定で捜査機関の捏造について言及するほかなくなるでしょう。



DNA 鑑定結果概要比較表

鑑定事項	A 鑑定人の鑑定結果	B 鑑定人の鑑定結果
1. 袴田さんの血液型、核 DNA 型、ミトコンドリア DNA 型。	・血液型：B（B0） ・核 DNA 型：省略 ※B 鑑定人の鑑定結果と完全に一致。 ・mtDNA 型：省略 ※B 鑑定人の鑑定結果とほぼ一致。	・血液型：B（B0） ・核 DNA 型：省略 ※A 鑑定人の鑑定結果と完全に一致。 ・mtDNA 型：省略 ※A 鑑定人の鑑定結果とほぼ一致。
2. 平成 23 年 8 月 23 日付け静岡地裁の鑑定決定に係る各試料から検出された DNA（各鑑定人が作成した鑑定書を前提とする）は、袴田さんに由来するものか。	・白半袖シャツ右肩部分付着の B 型血液の DNA 型は袴田さんの DNA 型とは一致しない。 ・その他の各試料から検出された DNA も袴田さんに由来しない。 ・各試料と袴田さんの DNA 型の不一致は、試料の劣化や汚染を考慮しても、偶然では極めて起こりにくい。	・完全に一致する DNA は認められなかった。
3.　その他関連事項	・第 1 鑑定に関して、A 鑑定人の DNA による汚染はない。 ・白半袖シャツ右肩部分付着の B 型血液が真犯人のものだとすると、その DNA 型は、日本人における出現頻度 1%以下の稀なアレルである。	・緑色ブリーフの STR の検査で唯一 DNA 型が検出された「TH01」ローカスは「9 型」で、袴田さんの型と一致するので、袴田さんに由来するとして排除できない。

★第15回三者協議で鑑定人への求釈明の実施を決定★

先月11日午前10時から静岡地裁で行なわれた15回目の三者協議で次のことが決まりました。

1. 弁護団は５月18日までにDNA鑑定の結果について求釈明する事項を裁判所に提出する。
2. 裁判所は、検察から４月２日付で既に提出されている「求釈明申立書」の内容と弁護団からの求釈明事項を検討し、最終的に求釈明事項を決定して、A・B両鑑定人に求釈明を行う。
3. 裁判所からなされた求釈明については６月22日までに釈明(回答)するよう両鑑定人に指示する。
4. 両鑑定人からの釈明を検討して、次回７月９日の三者協議時に、鑑定人尋問の実施の採否など、その後の進行について協議する。

「求釈明」とは裁判における手続きの一つで、刑事訴訟規則208条1項の「裁判長は、必要と認めるときは、訴訟関係人に対し、釈明を求め、又は立証を促すことができる。」などの規定に基いて行われるものです。

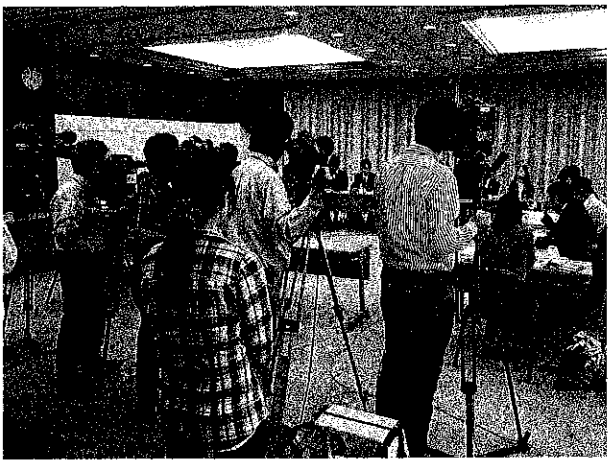
弁護団はこれまで裁判所に対し、DNA鑑定結果の疑問点などについては、両鑑定人を裁判所の法廷で直接尋問して明らかにすることを求め、求釈明の実施には否定的な意見を述べてきましたが、今回静岡地裁の原田保孝裁判長は検察の意向を受け入れる形で求釈明を行うことを決めました。



記者会見に臨む弁護団と秀子さん

これは、DNA鑑定結果の信用性について慎重に検討したいという裁判所の姿勢を示すもので、前述のとおり、その信用性が認められれば再審開始決定につながる可能性が高いということでもあります。

なお、この日弁護団は「再審請求理由補充書6」を裁判所に提出しました。この補充書は、これまで２度にわたって提出してきた捏造主張補充書の一つで、「5点の衣類」の味噌タンクへの隠匿や袴田さんの実家へのズボンの共布の持ち込みなどについて論証しています。



会見会場に詰めかけた多くの報道陣

★鑑定人が求釈明に対する回答書を提出★

先月11日の三者協議での決定事項のとおり、検察と弁護団から出された求釈明事項をもとに、裁判所は先月21日にA・B両鑑定人に対し、それぞれ31項目と14項目について求釈明を行いました。そして今月22日、予定どおり両鑑定人から回答書が裁判所に提出されました。現在弁護団がその内容を検討しており、詳細については次号で報告する予定です。

★弁護団に笹森弁護士が加入★

DNA鑑定に関する造詣の深さでも有名な笹森学弁護士(北海道共同法律事務所)が先月から袴田事件弁護団に加わりました。笹森弁護士は、日本DNA多型学会・日本法医学会の会員で、日弁連の鑑定問題事例調査研究委員会にも加わってお

り、DNA鑑定が重要な役割を果たした数々の事件で功績を残してきました。足利事件の弁護団長も務め、菅家さんの再審無罪判決を勝ち取ったこともその一つです。袴田弁護団にとってはこれ以上ない強力な助っ人です。今後の活躍に期待しましょう！



新たに弁護団に加わった笹森弁護士

★証拠リストの開示請求に検察が反対意見★

昨年12月、裁判所による証拠開示勧告を受けた検察が176点の未開示証拠を開示して以来、三者協議での中心議題がDNA鑑定に移っていたこともあり、証拠開示をめぐる動きが停滞していましたが、弁護団は先月と今月、新たな証拠開示請求を裁判所に行いました。中でも重要なのは今月6日付で提出した「証拠開示請求書11」で請求した、検察官手持ち証拠の目録(リスト)です。

現在の刑事訴訟手続きにおいては、捜査段階で収集した証拠は基本的に捜査機関が全て握っています。しかも「最良証拠主義」の名のもとに検察官の有罪立証に資する証拠しか公判に提出されません。弁護人は捜査機関がどのような証拠をどれだけ持っているのか把握できず、様々な周辺情報を頼りに手探り状態で、捜査機関が握っているであろう被告人に有利な証拠の見当を付けて開示請求せざるを得ない状況です。

裁判員制度が始まるのを前に公判前整理手続が導入され、ようやく通常審での被告人の証拠開示請求権が不十分ながら認められるようになりましたが、再審請求審では同様の証拠開示請求権を認める明文規定は存在しません。ただ、最近の裁判所の傾向として、通常審で認められた証拠開示請求権を再審請求審にも適用すべきだ、あるいは、少なくともそれは適用可能だとの考え方が徐々に広まっている印象も受けます。

しかし、明文化された証拠開示請求権も全面的なものではなく不十分です。というのも、弁護人が開示請求した証拠について、ひとたび検察が「不見当」とか「これで全部です」などと回答した場合、弁護人はそれが事実なのか確認しようがなく、それ以上どうすることもできないからです。「無い袖は振れない」と検察に言われたら手詰まりになってしまうのです。

そこで重要になってくるのが証拠リストです。捜査機関は収集した証拠のリストを作成することになっているので、検察官手持ち証拠のリストが開示されれば、前述の確認作業が相当程度可能になり、また、捜査機関がどのような方針を立てて具体的な捜査を行なったのか(あるいは行わなかったのか)が見えてくるのです。場合によっては、被告人の無実を示す重要な証拠の発見につながることもあるでしょう。その意味でもリストの開示は、警察・検察という強大な国家権力に、非力な被告人が何とか対抗していく上でどうしても必要なのです。

ところが、弁護団による証拠リストの開示請求に対し、静岡地検の池田宏行検事らは今月22日付で裁判所に意見書を提出し、裁判所の審理判断に関連性・必要性は全く認められないから証拠リストを開示する余地はないと切り捨てました。しかも、「本来請求人が提出すべき新たな証拠を探索・発見しようとするのは、いわゆる証拠漁りの意図というべきであって、これに資するための証拠開示を命じることは、現行法上許容されていない」とまで述べ、弁護団や裁判所を牽制しています。証拠の改竄や捜査報告書の偽造が厳しく批判されているこの時期に、検事が「証拠漁りは許されない」と言うこと自体噴飯ものですが、そもそもこの表現は、主体が捜査機関の場合に限って使われるべきであって、国民の「共有財」である証拠を独占している検察に対して被告人が行う証拠開示請求は、それが如何なる内容であっても「証

拠漁り」と呼ぶのは誤りです。検察の在り方検討会議での議論を経て昨年最高検がまとめた「検察の理念」が現場の検事に浸透するにはまだまだ時間がかかりそうです。

★東京家裁に後見開始申立て★

本誌前号で報じたとおり、袴田さんが共有持分を有している土地の処分に関連して保佐人の秀子さんに代理権を付与することを東京家裁に求めた家事審判事件で東京家裁が申立てを却下する審判をしたことから、弁護団は後見開始の審判を求める申立書を４月24日付で東京家裁に送付しました。申立書では、東京拘置所の精神科医師による診断などから、袴田さんは「認知症が強く疑われる状況」にあり、「本人の年齢から病状が年々悪化」していると指摘しています。

その後の裁判所とのやり取りで、袴田さんの事理弁識能力を鑑定する鑑定人（前回保佐開始の審判が出された時に鑑定を行なったのと同じ鑑定人）が決定し、現在は鑑定実施の日程調整などを行なっている段階です。



★ゴビンダさん支援集会で小川秀弁護士が講演★

2012年４月８日（日）、渋谷の金属労働会館で開かれたゴビンダさんの支援集会で弁護団の小川秀世事務局長が講演しました。中国から戻ったばかりで体調が良くないと前置きしつつも、袴田事件における捜査機関の捏造、裁判所だけでなく弁護人も含めた法律家に共通の、証拠に基づかない事実認定、そして捏造主張に対する根深い偏見などに話が及ぶといつもの調子を取り戻して熱弁を振るいました。

第２次再審請求についてはDNA鑑定で袴田さんの無実が明白になったこともあり「秒読み段階に入った」と述べ、参加者に引き続きの支援を訴えました。



講演する小川秀世弁護士

面会報告

平野君子、共同代表 福田勇人

2012年４月20日（金）（平野）

午前中、袴田秀子さん、村崎弁護士、笠井さん、袴田巖さんを救う会の松田さん、坂詰さん、本会の荒井さん、平野らが東京拘置所を訪れ、袴田巖さんに面会を申し込みました。

今回は犯行着衣とされた白半袖シャツ右肩に付いているB型の血液がDNA鑑定の結果、袴田巖さんの血液と一致しないことが明らかになりました。（弁護人推薦の鑑定人、検察人推薦の鑑定人共に）

村崎弁護士がその事を是非袴田巖さんに伝えたいと拘置所職員に食い下がりましたが、本人が「会わないよ」とのことで面会出来ませんでした。

2012年５月７日（月）（福田）

午後１時15分、ボクシング協会の新田さん、ライターの渋谷さんと私の３人で東京拘置所を訪れ、袴田巖さんに面会を申し込みましたが、袴

田さんが面会を拒否しました。拘置所職員によれば、袴田さんが「会いたくない」と言って出てこないとのことでした。

この日は、拘置所職員が私の面会目的（申込書には「再審準備」と記入）について質問してきたので、「事件のことで袴田さんに聞きたいことがある」と答えたところ、その職員は上司に確認しに行きました。しかし、結局いつもと同じく面会が許可されることはありませんでした。差し入れはボクシング雑誌２誌と花束。

2012年5月23日（水）（平野）

午前10時過ぎ、袴田秀子さん、本会の平野、日本映画大学の小笹さん、飯島さんらが東京拘置所を訪れ、袴田巖さんに面会を申し込みました。

本人が「お会いしたくない」とのことで面会出来ませんでした。

生花を差し入れしました。

2012年6月5日（火）（平野）

午前10時過ぎ、秀子さん、浜松の袴田巖さんを救う会の寺澤さん、ボクシング協会の新田さん、平野と東京拘置所を訪れ、袴田さんとの面会を申し込みましたが、「会いたくない」とのことで面会出来ませんでした。■



面会申請の様子を報告する新田さん（先月７日）



明暗分けた二つの決定

共同代表　福田勇人

袴田事件と並び、冤罪事件として有名な二つの事件―「名張毒ぶどう酒事件」と「東電OL殺人事件」―の再審請求審で先ごろ相次いで裁判所の判断が出され、奥西勝さんとゴビンダさんの人生の明暗が分かれる結果となりました。

先月25日（金）、名古屋高裁刑事第２部（下山保男裁判長・前田巖裁判官・柴田厚司裁判官）は、2010年４月の最高裁による差し戻し決定により再度進められていた、2005年４月に名古屋高裁が出した再審開始決定に対する異議審で、再審開始決定を取り消す決定を再び出しました。ちなみに、上記３名の裁判官のうち前田裁判官は、袴田事件第１次再審請求の特別抗告を審理・棄却した最高裁の担当調査官だった人です。

名張事件の弁護団や支援関係者だけでなく、当日名古屋に駆けつけた秀子さんら袴田事件の関係者も、再審開始決定を支持する決定が出されるものと予想していただけに、この不当決定には一様に驚きを隠せませんでした（資料集の新聞記事参照）。多くのマスコミが報じたように、今回の決定は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を無視し、上記３名の裁判官が証拠によらず独自の推論を展開した結果捻出されたもので到底容認できません。86歳という奥西さんの年齢を考えると、死刑執行命令に等しく、犯罪的決定と言っても過言ではありません。現に奥西さんは弁護人から決定の内容を聞いた後に体調を崩し外部の病院に搬送されました。しかも搬送先の病院で奥西さんは片手錠をかけられ刑務官と繋がれたまま治療を受けていたことも明らかになっています。一体日本の司法・法務官僚たちの法律解釈や人権感覚はどうなっているのでしょうか。なお、奥西さんは今月11日に八王子医療刑務所に移送され治療を受けています。

ところで、このような決定を生んだ責任の一端は、他でもなく一昨年４月に自判せず、名古屋高裁に審理を差し戻した最高裁にあります。弁護団が先月30日にした特別抗告について、今度こ

そ最高裁は早急に、名古屋高裁の再審開始取消し決定を破棄し、再審開始決定を自ら確定させるべきです。

一方、今月７日(木)には、東電OL殺人事件の再審請求を審理していた東京高裁第４刑事部(小川正持裁判長・川口政明裁判官・任介辰哉裁判官)が再審開始決定を出し、同時にゴビンダさんの刑の執行停止も決定しました。これに対し検



開始決定の垂れ幕を掲げる宮村弁護士



再審開始と刑の執行停止決定を聞き喜ぶゴビンダさんの家族

察は即日、両決定に異議申し立てを行いましたが、刑の執行停止については東京高裁がこれを認めず、ゴビンダさんはその日の夕方横浜刑務所から釈放され、東京入国管理局横浜支局に移送されました。これはゴビンダさんが入管法違反(不法残留)で有罪が確定しているためです。その後ゴビンダさんは今月15日夕方の便で日本を出国(強制送還)し、翌16日、18年ぶりに祖国ネパールに帰ることができました。

ゴビンダさんの再審請求審では、昨年７月以降、一連のDNA鑑定の結果によってゴビンダさん以外の人物(ミスターX)による犯行の可能性が高まり、さらに証拠開示によって、警察がゴビンダさんを本件強盗殺人容疑で再逮捕する前から、ミスターXの存在を示す血液型鑑定書があったにもかかわらず、昨年まで隠し続けるという犯罪的な証拠隠しも明らかになっていたため、この決定は当然でしょう。ちなみに、７日の記者会見で弁護団の神山啓史主任弁護人は、「再審請求審での証拠開示や科学的鑑定結果の評価のあり方について重要な契機になる事件」と述べています。

それにしても、７日の開始決定から16日の劇的な帰国まで、たった９日しかかからなかったその変化の速さには、奥西さんの場合とは逆の意味で驚かされるとともに、袴田さんにもこうした状況が訪れるかもしれないと、ゴビンダさんと同様、DNA鑑定と証拠開示で再審開始を実現させたい袴田事件関係者に希望を抱かせました(資料集の新聞記事参照)。再審開始決定を聞いた直後にゴビンダさんは弁護人に対し、「検察官にはこれ以上戻らない時間を増やさないでほしいです」と話したそうです。この言葉は全ての冤罪被害者の叫びでもあると思います。■



会見で弁護団声明を読み上げる神山主任弁護人

Free Hakamada Now!!!

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

★牧野会長らが滝法務副大臣に緊急申入れ★

（以下、牧野聖修議員公式サイト http://www.seishu.org/20120417.html から転載）

袴田氏釈放に向け一筋の光明――検察側によるDNA鑑定結果も「別人」――[2012.4.17]

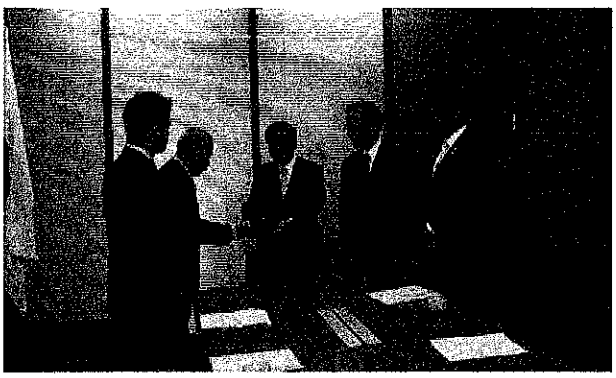
「袴田事件」関連の続報です。

4月17日、現在もなお死刑囚として服役中の袴田巖さんが「犯行時」に着衣していたとされる半袖シャツに付着していた血痕のDNA鑑定について、弁護人側、検察側双方の依頼人による鑑定結果が出揃い、両者とも「DNAの一致が見られない」ことが明らかとなりました。

これにより、事件当時に証拠として採用され死刑判決まで導き出した血痕そのものについて、「袴田さんのものではない」という結論が、科学的かつ客観的に証明されました。事実上、袴田さんの無実が明らかにされたと言っても過言ではありません。

そこで本日、私は「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の会長として、同議連の与野党から成る役員の皆さんと共に法務省を訪れ、滝実（たきまこと）法務副大臣に対し、「これ以上袴田さんを拘束する理由が無い」として、死刑の執行停止は勿論のこと、即時釈放と再審開始を強く要請致しました（編集者注：要請書は９ページ参照）。

今後も支援者の皆さんや議連の同志とともに継続的に袴田さんの救援活動をして参ります。



左から、村越祐民衆議院議員、牧野聖修、滝実法務副大臣、照屋寛徳衆議院議員、浅野貴博衆議院議員［於：法務省］

★滝実衆院議員が法務大臣に就任★

今月４日、野田総理大臣は内閣改造を行い、滝実法務副大臣（民主党衆院議員）が小川敏夫法務大臣の後任大臣に昇格しました。本誌第41号でもお伝えしたとおり、滝新法相は袴田救援議連のメンバーですが、法相就任後、毎日新聞の取材に対して滝氏の事務所関係者は「脱退も考える」と述べたようです（下記の囲み記事参照）。

立場上議連メンバーでいることが難しいのなら脱退も止むを得ないでしょう。しかし、議連のメンバーだったことで果たすべき職責（刑訴法479条に従って袴田さんの死刑執行停止命令を発すること）が果たされないようでは、それはそれで不公正です。議連のメンバーであろうがなかろうが、法に従って「粛々と」袴田さんに死刑執行停止命令を発することが期待されます。その判断にあたっては法務官僚の報告を鵜呑みにせず、滝法相自ら東京拘置所に赴いて自分の目で袴田さんの状況を確認すべきでしょう。何度でも言いますが、死刑執行だけが法務大臣の職責ではありません。■

毎日新聞インターネット版
2012年06月05日 02時30分

内閣改造：滝法相「袴田死刑囚救援議連」脱退も

内閣改造で法相に就任した滝実氏は、再審請求中の袴田巖死刑囚(76)を支援する「袴田巖死刑囚救援議員連盟」のメンバー。死刑執行を命令する立場との両立について、同氏の事務所は「（同連盟に）所属したままいることで法相として問題ないか検討している。場合によっては脱退も考える」と話した。【平塚雄太】

2012年4月17日

法務大臣 小川敏夫 殿

袴田巖死刑囚救援議員連盟会長 牧野 聖修
代表世話人 漆原 良夫
代表世話人 照屋 寛徳
代表世話人 村越 祐民
代表世話人 浅野 貴博

袴田巖死刑囚の即時釈放に関する緊急申入れ

今月13日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求審で行なわれていたDNA鑑定で、犯行着衣とされる半袖シャツの右肩部分に付着していた袴田死刑囚のものと認定されている血液のDNA型は袴田死刑囚のDNA型と一致しないとの鑑定結果を弁護団推薦の鑑定人が出しました。

そして昨日、検察推薦の鑑定人からも、上記血液について、袴田死刑囚と「完全に一致するDNAは認められなかった」との鑑定結果が裁判所に提出されました。

当議員連盟はこれまで、袴田死刑囚の健康面、特に精神疾患の悪化を懸念し、主に人道的見地からの救済を法務大臣に要請して参りました。しかし、昨年12月に判明したDNA鑑定の結果と今回の両鑑定人の鑑定結果によって、袴田死刑囚の無実は客観的な証拠によって裏付けられたと言っても過言ではなくなり、これ以上袴田死刑囚を拘束し続けることは、法の正義に反するにとどまらず、国際社会からの非難も避けられない著しい人権侵害であると言わざるを得ません。

検察官は「公益の代表者」であればこそ強大な権力を国民から付与されているのであって、いやしくも組織の利益や自己保身のためにその権力を行使することがあってはなりません。冤罪である可能性が極めて高いことが明らかになった以上、速やかに袴田死刑囚の刑の執行と拘置の執行を停止し釈放することが、昨今の検察不祥事によって地に落ちた刑事司法に対する国民の信頼を取り戻すためには不可欠であり、検察官を指揮監督する法務大臣にも袴田死刑囚の即時釈放を決断する責任があると考えます。

先月8日、当議員連盟は総意をもって「袴田巖死刑囚の刑の執行停止と釈放に関する要請書」を法務大臣に提出したところではありますが、本日あらためて、刑事訴訟法479条1項に基づき袴田死刑囚の刑の執行停止を命じ、適切な治療を施すために早期に釈放すること、もしくは同法442条但書に基づき今次再審請求の判断がなされるまで、静岡地方検察庁の検察官が刑の執行を停止するとともに拘置の執行をも停止して直ちに釈放への手続きを開始するよう検事総長を指揮することをここに強く申入れます。

以上

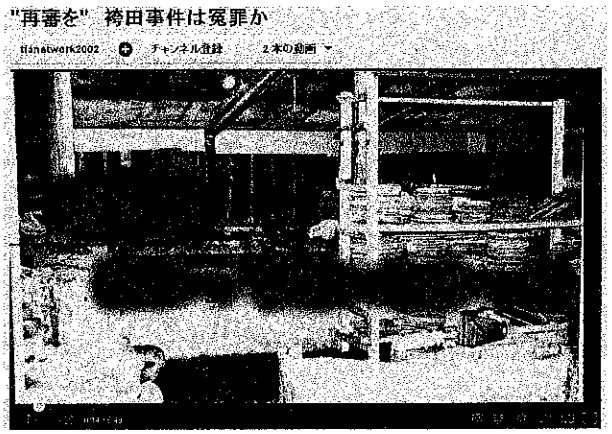
「袴田事件」トピックス

★５分でわかる「袴田事件」の概要ビデオができました！★

共同代表・福田勇人

日本プロボクシング協会主催の特別セミナー（詳細後述）の会場で放映された「袴田事件」の紹介ビデオがYouTubeにアップされました！

皆さん、どんどんリンクを貼ってこのビデオを広めて下さい。目指せ、再生回数10000回！よろしくお願いします!!

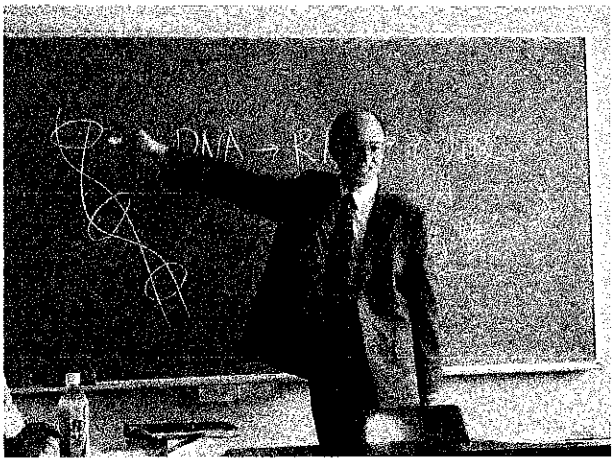


『"再審を"袴田事件は冤罪か』
http://www.youtube.com/watch?v=sR7DYD1Y9bk

★天笠氏を講師にDNA鑑定の勉強会を開催★

共同代表・福田勇人

2012年4月7日（日）、清水救援会の呼びかけで、市民バイオテクノロジー情報室代表の天笠啓祐氏を講師に迎え、DNA鑑定の勉強会が静岡市清水区の辻公民館で開催され、支援者ら18名が参加しました。天笠氏には三浦英明氏との共著『DNA鑑定―科学の名による冤罪』（緑風出版・1996年）があり、早くからDNA鑑定の問題点や足利事件の冤罪性を指摘してきました。勉強会ではDNAの仕組みなどの基本的な内容を解説してくれました。



講師の天笠氏

★輪島氏らボクシング関係者が静岡で要請行動★

共同代表・福田勇人

2012年4月9日（月）、日本プロボクシング協会袴田巌支援委員会の新田渉世委員長らボクシング関係者が静岡地裁と静岡地検を訪れ、袴田事件の早期再審開始や袴田さんの釈放などを求める要請書（12、13ページ参照）を提出しました。



要請行動に参加したボクシング関係者（左から、袴田巌支援委員会委員の真部豊さん、新田さん、元世界ジュニアミドル級王者輪島功一さん、元WBA世界スーパーフライ級王者飯田覚士さん）

午後1時30分からの地裁要請、午後2時からの地検要請とも、新田さんが要請書を朗読し、輪

島さんと飯田さんがそれぞれの担当者に要請書を手渡しました。その後参加メンバーが一人ずつ自らの想いを述べました。地裁・地検の担当者からは、要請書は裁判官や検察官に必ず届けるとの回答がありました。

午後２時30分過ぎからは県庁社会部記者クラブで記者会見を行い、地裁・地検での要請行動の概要を報告しました。会見で輪島さんは「袴田さんの刑がこれほど長い間執行されないのは、袴田さんが無実であることをみんな知っているからではないのか」と語気を強め、「これから何度でも要請をして必ず袴田さんを自由にしてあげたい」と述べました。



県庁記者クラブでの会見の様子

飯田さんは、DNA鑑定で袴田さんの無実が明らかになったことや袴田さんの再審を求める署名が10万筆以上集まったことなどに触れ、「ボクシング関係者だけでなく、署名してくれた全国の人たちが袴田事件に注目している。1日も早く再審をスタートしてほしい」と述べ、真部さんも「1日も早い再審を願っている」と述べました。

新田さんは記者団の質問に答え、今回の要請について、ボクシング関係者が袴田さんの支援活動の一環で静岡地裁を訪れたのは、1994年8月に第1次再審請求の棄却決定が出された時に駆けつけたファイティング原田さん以来約18年ぶりであることや、ボクシング関係者が単独で地裁と地検に要請書を提出するのは今回が初めてであることなどを説明しました。



―袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト―

（日本プロボクシング協会公認）

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!



元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級(WBCバンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手

集会のお知らせ

再審無罪へ・袴田事件と名張事件
―冤罪と死刑

７月７日（土）午後１時から
会場　文京区民センター３Ａ
講談　「袴田冤罪事件～百万遍～」福田織福
講演　袴田事件　小川秀世弁護士
　　名張事件　河合匡秀弁護士
主催　フォーラム90

※次ページは静岡地裁に対する日本プロボクシング協会の要請書です。静岡地検に対しての要請書の掲載を紙面の都合上割愛しましたが、以下の事項を要請しています。

・事件に関係する全ての証拠を開示すること。
・袴田さんの刑の執行と拘置の執行を停止し速やかに釈放すること。
・静岡地裁が再審開始決定を出した場合に即時抗告しないこと。

平成 24 年 4 月 9 日

静岡地方裁判所 御中

東京都文京区後楽 1-3-61
TEL:03-3812-7447
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

要 請 書

昨年 12 月 22 日に判明した DNA 鑑定の結果を受け、日本プロボクシング協会は翌日開催した理事会で別紙緊急声明を採択し、無実の死刑囚・袴田巖さんの早期再審開始と適切な治療の実施を求めるとともに、袴田さんが自由を取り戻すまで全力で支援することを表明しました。

しかし、ボクシング関係者が袴田さんの支援活動に取り組み始めたのは、何も今回の DNA 鑑定の結果が判明したからではありません。これまで多くの先輩方が 30 年以上にわたって袴田さんを支援してきたのは、過去の裁判で有罪の証拠とされたものの多くに強い疑問を抱いたからであり、また、弁護団が提出した新証拠が袴田さんの無実を示していたからであり、そして何よりも、獄中からの袴田さんの無実の訴えに偽りはないと信じたからです。

そして、昨年判明した DNA 鑑定の結果によれば、もはや袴田さんの無実は疑いようがなく、今週中にも鑑定書が提出されると言われている袴田さん本人の DNA 鑑定と併せれば、袴田さんの無実はさらに明白になるものと確信します。

上記緊急声明にある袴田さんへの支援表明は、ボクシング関係者が袴田さんとの間で交わした約束でもあります。これ以上我々の先輩を無実の罪で苦しませるわけにはいきません。本日貴庁を訪れたのは袴田さんとの約束を果たすためでもあるのです。

ご承知のとおり袴田さんは心身ともに健康状態の悪化が懸念され、まして高齢でもあることを考えると残された時間は長くありません。貴庁には、我々ボクシング関係者の想いをどうかご理解いただき、現在貴庁で審理が進められている、いわゆる「袴田事件」の第 2 次再審請求について、速やかに再審開始を決定するよう強く要請する次第です。

以上

★鳥越俊太郎氏をゲストに「袴田事件」特別セミナーを開催！★

共同代表・福田勇人

2012年4月13日(金)午後4時30分から、水道橋の後楽園ホール展示会場で、日本プロボクシング協会がジャーナリストの鳥越俊太郎さんを講師に招き特別セミナーを開催しました。

セミナーには輪島功一さん、川嶋勝重さん、内山高志さんの3人の元・現世界王者のほか、ボクシング関係者ら約50人が参加しました。

セミナーではまず袴田事件の概要をまとめたビデオが流され、その後弁護団の戸舘圭之弁護士が現在の裁判の状況などについて解説しました。

そして、袴田巖支援委員会の新田渉世委員長の司会で鳥越さんと戸舘さんによるトークセッションが行われ、鳥越さんは、過去に起こった冤罪事件を例に、警察・検察は自分たちの描いたストーリーに合わせるためなら調書・物証の捏造や証拠隠しなど何でもやることや、権力による犯罪を十分追及できずにいるマスコミの責任などについて語りました。



トークセッションの様子(左から鳥越氏、新田氏、戸舘氏)

取材経験豊富な鳥越さんから袴田事件をはじめとする様々な冤罪事件の話を聞いた参加者は、あらためて冤罪の理不尽さを認識し、一刻も早く袴田さんの再審無罪を勝ち取らなければならないと感じたようでした。



セミナー終了後の記念撮影(左から、内山選手、輪島氏、鳥越氏、川嶋氏)

★袴田さんの地元・浜松で集会開催★

共同代表・福田勇人

今月3日(日)午後1時から浜松市の福祉交流センターで「急げ再審 袴田巖さんを生きて故郷に！袴田巖さんは無実だ!6・3浜松集会」(主催：浜松・袴田巖さんを救う会)が開かれ約60名が参加しました。

集会には世田谷区長の保坂展人さんがスペシャルゲストとして登壇し、2003年3月10日に東京拘置所で袴田さんと面会した時の様子について語りました。また、袴田さんと面会した同時期に、東京拘置所の集中治療室で、同行した医師と共に波崎事件で死刑が確定した富山常喜さんと面会したエピソードを披露し、袴田さんの動静確認や処遇改善には、国会議員を動かして法務省と粘り強く交渉することが重要だとも述べました。そして、

自治体の長として何ができるのかを考えていきたいと、今後も袴田さんの支援に関わっていくことを表明しました。

弁護団からは岡島順治弁護士が参加。袴田事件のこれまでの裁判の経過や再審請求審の現状について講演しました。また、袴田さんの認知症や拘禁反応の悪化が懸念されることから、現在適用されている成年後見制度の「保佐」を「後見」に変更するよう東京家裁に申し立てたことも報告されました。支援者からは、袴田さんの死刑執行の停止と身柄の解放を実現するために弁護団には引き続きがんばってもらいたいとの要望がありました。

その後、本会と清水救援会の連帯挨拶、天竜林業高校を舞台にした調査書改ざん汚職事件に巻き込まれて有罪判決を受けた元校長の北川氏からの支援要請があり、集会アピールを採択したのち、秀子さんが「どんな高い壁でも乗り越えて、再審開始に向けて頑張って行きたい」と挨拶し、集会は終了しました。■



保坂世田谷区長と秀子さん

★ひで子さんの全国スピーキングツアーがスタートします！★

共同代表・福田勇人

アムネスティ・インターナショナル日本が主催する、袴田ひで子さんの全国スピーキングツアー「逮捕から46年。『それでも負けてたまるか』」が７月14日(土)からいよいよスタートします！全８回の日程は下記のとおりです。

1　7月14日(土)大阪府豊中市
2　9月22日(土)兵庫県明石市
3　9月23日(日)広島県
4　10月13日(土)滋賀県
5　10月14日(日)静岡県
6　11月3日(土)新潟県
7　12月8日(土)神奈川県
8　12月9日(日)東京都

私たち支援者もひで子さんに同行し事件の概要を解説します。イベントの詳細についてはアムネスティのホームページをご覧になるか、本号に同封した案内ビラをご覧下さい。
(http://www.amnesty.or.jp/get-involved/speaking_tour/2012/index.html)

お近くの方は是非会場に足を運ばれ、ひで子さんの話に耳を傾けてみて下さい！なお、アムネスティでは現在このイベントのための寄付を募っています。皆さんのご協力をよろしくお願いします。





(左) 兄弟で記念撮影。左から2人目が巌さん。その右隣が、ひで子さん。活発なひで子さんにくらべ、巌さんは無口で優しい弟だったという。
(右) 次女やえ子さんの結婚式の日に、兄弟で撮影。右から2人目が巌さん。一番左がひで子さん。このおよそ10年後に巌さんが逮捕され、家族の長い闘いが始まる。

逮捕から46年。「それでも負けてたまるか」(アムネスティのＨＰから転載)

★東京・救う会が福島みずほ氏を迎えて公開学習会★

共同代表・福田勇人

先月23日(水)午後1時30分から永田町の参院議員会館で「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」が福島みずほさん(社民党党首・参院議員)を講師に迎え、「国家と命」と題して恒例の公開学習会を開催しました。

当日は袴田秀子さんも上京して挨拶し、1年半以上袴田さんと面会できていないことなどを報告しました。

なお、学習会の様子はインターネットで配信されています。

http://www.ustream.tv/channel/ 公開学習会



講演する福島みずほ氏

★冤罪被害者が訴える 取り調べ可視化と証拠開示の法制化★

小石勝朗

取り調べ可視化と公正な証拠開示の法制化を求める院内集会」が4月20日、参議院議員会館で開かれた。「狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会」の主催。狭山事件の再審請求をしている石川一雄さんと弁護団の報告、足利事件や布川事件、志布志事件の冤罪被害者のアピールに続き、特別報告と題して「袴田事件」の現況を袴田秀子さんと弁護団の村崎修弁護士が説明した。

秀子さんは、この日の面会にも巖死刑囚が応じなかったことから話を始め、「(集会の4日前に公表された)DNA鑑定で良い結果が出たことを知らせようと思ったが…」と残念そうな表情を見せた。しかし、気を取り直したように「DNA鑑定の結果が出て、重しが取れたようで、たいへん気が楽になった」と自らの心境を語り、「再審開始になるまで頑張っていきます」と気を引き締めた。

村崎弁護士は2度にわたるDNA鑑定の経緯や内容を紹介したうえで、「5点の衣類が犯行着衣でも袴田さんの衣類でもなく、捏造されたということがはっきりした」と強調。証拠開示によって、5点の衣類のズボンのタグに表示された「B」がサイズではなく色だと分かったことなどにも触れて、「検察が自分から『再審をします』というくらいの状況だ」と断じ、再審開始に向け、さらなる支援を呼びかけた。



院内集会に招かれた秀子さんと村崎弁護士

★冤罪をなくし、再審のハードルを下げるためには~6・16市民集会★

小石勝朗

「なくせ冤罪 ひらけ再審 6・16市民集会」が6月16日、東京の日比谷コンベンションホールで開かれた。日本国民救援会などでつくる実行委員会が主催し、330人が参加した。袴田事件など6つの冤罪事件の関係者が支援を要請。指宿信・成城大教授の講演、元裁判官の木谷明弁護士と映画監督・周防正行さんの対談を通して、刑事司法の現状や課題を考えた。

最初に「再審事件の動向について」と題して講演した指宿さんは、再審手続きの問題点として、新証拠の認定が厳しいことや証拠調べ手続きの規定がないこと、検察に異議申し立てが認められていることを挙げ、たとえば布川事件では原審・1審の有罪判決から再審の無罪確定まで40年以上を要するなど、「非常に時間がかかっている」と指摘した。

そして、誤判や冤罪をなくすための方法について、イギリス、カナダなど海外の事例を紹介し、取り調べの録音・録画といった「予防」、公的な独立機関などによる「救済」「原因究明」の３つがそろっていることが不可欠、と強調した。

冤罪事件の報告では、まず「東京電力女性社員殺害事件」支援者の今井恭平さんがマイクを握った。東京高裁で再審開始決定が出され、刑務所を出たゴビンダ・プラサド・マイナリさん(45)が前日にネパールへの帰国の途についたばかりということもあり、盛んな拍手を受けた。

今井さんは「99%再審開始になる自信はあったが、刑の執行停止までは予想しておらず、釈放に至る目まぐるしい動きにびっくりした」と一連の動きを振り返った。一方で、今回の高裁決定にただちに異議を申し立てた検察や、原審の１審で無罪判決が出た後にゴビンダさんの再勾留を認めた裁判所、さらに被害者の身体に付着した唾液からゴビンダさんとは違う血液型を検出していながら逮捕した警察を強く批判し、「再審を誤判原因の究明の場にしたい」と力を込めた。

続いて、袴田秀子さんが舞台に立ち、弟の巌死刑囚(76)の最近の様子を説明した。「弟は(逮捕から)46年間、囚われています」と切り出した秀子さんは、ここ２年近く面会できていないことを紹介し、「DNA鑑定の結果など良い報告も本人は知りません」と話した。袴田死刑囚が最近は拘禁反応に加えて認知症と糖尿病を患っていることに触れ、「私も元気で頑張りますので、ご支援をよろしくお願いします」と早期の再審開始を訴えた。

また、５月25日に第７次再審請求が名古屋高裁で棄却された「名張毒ブドウ酒事件」の支援者は、高裁の決定に対して「検察も主張していないことを、裁判所が推測で勝手に判断できるのか」と疑問を投げかけた。決定後に奥西勝死刑囚(86)の体調が悪化して医療刑務所に移された経緯を説明し、「時間はそんなに残されていない。科学的な事実と道理に向き合い、再審の確定と釈放を」と重ねて支援を求めた。

裁判官の問題点については、木谷さんが自身の体験をもとに、ソフトタッチで分かりやすく解説してくれた。

木谷さんは裁判官が誤判をするケースを類型化し、1「無実の人は嘘の自白をしない」「被告は法廷で嘘を言う」という思い込みがある、2無罪かなと迷っても無罪判決を出す勇気がない、と分析。「裁判は『有罪か、有罪でないか』を判断する場なのだから、合理的な疑いがある場合は無罪を言い渡すべき。仮に無罪判決を受けた被告が真犯人だったとしても、検察の立証が悪かったからで裁判所の責任ではない」と現役時代の信念を語った。

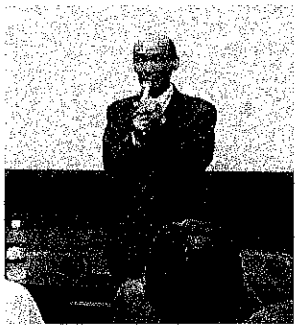
再審請求審での検察の証拠開示のあり方も取り上げ、「再審段階では証拠隠滅のおそれはないのだから、裁判所は開示勧告にとどまらず命令まで出すべきだ」と後輩たちにハッパをかけた。

★狭山事件練馬集会に行ってきました。★

共同代表・校條　実

6月13日(水)練馬厚生文化会館にて行われた「狭山事件再審を求める北部集会」に行ってきました。DVD「石川一雄さんは無実だ」の視聴の後、今回は狭山弁護団であり、かつ袴田弁護団の一員でもある指宿昭一弁護士を迎え「狭山事件の現状と今後の課題」～10回の三者協議を経て～と題して講演がありました。指宿弁護士は冤罪事件と再審請求を巡る状況が2005年辺りを境に流れが変わってきた事をあげ、裁判所の中でも「国民からの裁判所への信頼」について危機を感じている人たちが増えてきて、過去の裁判も正しく再評価し直す必要が中から起こっているのではないかと指摘。三者協議の席で裁判官と検察官が人事異動で交代した際に、裁判所の人はそれまでやり取りしていた資料をよく読み込んできていた例を挙げ、このところ証拠開示も進むようになり、裁判所の中で流れが変わってきている事があるんじゃないかというお話がありました。また、三者協議の際の実際の裁判官、検察官、弁護士のやり取りの雰囲気を話されて、私がいくら訴えても「暖簾に腕押し」のように感じられる司法の向こう側に、ちゃんと人がいるんだなぁという感じを伝え

てくれました。いつもどこに向かって袴田巖さんの無実を訴えてるんだろうという、人の見えない空しさがありましたが、ちゃんと司法の向こう側に人が居て、この人たちに声が届くようにと思う


あいさつする石川一雄さん


講演する指宿弁護士

事が出来、人間相手である事を知らされて少し元気になれました。相手が人ならまだ希望はあるんじゃないかと。

裁判所ならびに検察の方には、何故多くの人がある特定の裁判の判決に対して声を上げているのか、耳を傾けて欲しいです。冤罪と言われている事件には私たち素人が見ても誤審、冤罪だと言えるだけの理由があります。司法関係者はより冷静に客観的に真実を求める姿勢が求められると思います。狭山事件に関しては、犯人の脅迫状の筆跡と石川一雄さんの筆跡が明らかに違う地点で、その脅迫状は石川一雄さんが書いたものではない事くらいは、素人の私にも理解出来るのです。石川一雄さんがこんなに長く、いまだ無罪にならないと言う事は、真犯人を逃がし助けているのはあなた方（裁判所や検察）ですと言われてもおかしくないでしょう。袴田事件でも事件から１年以上後になって“味噌工場の味噌樽に１年以上も漬けられて”出てきた「5点の衣類」のシャツやステテコの色が白く、付いている血液も赤い地点で、私からすれば、袴田巖さんが隠したものではないと分かるし、その内のズボンが袴田巖さんには小さ過ぎて履けなかった地点で、それが犯行着衣とは言いがたいぐらいには誰でもなるのではないでしょうか。むしろその状態で犯行着衣だと決められる事の方が理解出来ません。この二つの事件でどうして早く再審にならないのか、司法の方々が不思議でなりません。下衆な言い方ですが、そんな仕事で給料（私たちの税金！）がもらえるなんてすごいですね。そして袴田巖さんを死刑囚にすることに今もって私たちの税金が使われている事に、憤りを覚えます。私たちの裁判所や検察はメンツとかではなく真実を求める所であって欲しいです。そういう姿勢にこそ、税金を払う価値があるというものです。

関係機関の方々には狭山事件も袴田事件も一刻も早い再審開始をお願い致します！

人に届くと思うと色々伝えたい事や思いが出てきてしまい、ちょっと個人的感情や感想が入り、失礼しました。以上、集会の報告と感想でした。

★後楽園ホールで袴田巖さん支援のアピールに行ってきました。★

共同代表・校條　実

6月19日（火）後楽園ホールのトクホンダッシュ・エアロ第89弾（主催：トクホン真闘ジム／ピューマ渡久地ジム）にて、袴田巖さんへの支援を訴えるブースのお手伝いをしてきました。ブースではFree Hakamada Now !! 支援Tシャツを販売し、カンパも募りました。当日は近年注目を集めるようになった女子ボクシングのアトム級の世界タイトルマッチがメインに組まれ、また、「故内田正一元JBC試合役員会会長追悼興行」として多くの来場者がありました。試合のプログラムには当会のリーフレットを挟み込ませていただき、多くの来場者に手に取ってもらいました。また、プログラムの中で佐々木隆雄トクホン真闘ジム会長は、Free Hakamada Now !! 支援Tシャツを来た姿で写真に収まっていて、気持ちがこちらに伝わってきました。ゴビンダさんの再審が決まったニュースが流れた後という事もあり、Tシャツを購入する方、声をかけて下さる方、カンパを下さる方、それぞれにこちらに気持ちが伝わる思いでした。単なる支援しか出来ませんが、こういう思いを集めて、袴田巖さんの再審へつなげられればと思います。■



明暗を分けたものは何だったのか？

共同代表　石井

東電 OL 殺人事件のゴビンダさんの再審開始決定と刑の執行停止が出され、すでにご本人はネパールの家族の元へ帰国されたことはほんとうに喜ばしい事でした。それに比べ、名張毒ブドウ酒事件は 2005 年 4 月に出された再審開始決定が再び取り消され、86 歳になる奥西勝死刑囚は依然として囚われの身となっています。なにが明暗を分けたのか？一市民の素朴な感想などどれ程の意味があろうかと思いますが、袴田冤罪事件再審請求審の現状への懸念と絡めてあえて気になる点を書いてみます。

足利事件、布川事件、東電 OL 殺人事件と再審無罪、再審開始決定が続いてきて名張毒ブドウ酒事件も 2006 年 12 月の再審開始決定取り消しに対する最高裁への特別抗告で名古屋高裁差し戻しとなっていたことから今度こそ再審開始確定かと期待されていました。ところが期待に反した高裁決定に何故だろうと愕然とした方々も多かったことと思います。2005 年 4 月に出された再審開始決定は、弁護団が地道に取り組んだ新証拠の発掘により、（１）ぶどう酒瓶の封緘紙を破らずに開栓し、その後閉栓して元通りの状態できることを証明した再現実験ビデオ、（２）金属塑性学の知見と実験によって四つ足替え栓の足の曲がり方を検証した鑑定、（３）ぶどう酒に混入された毒物が判決で認定されたニッカリンＴではなかったことを証明した鑑定、いづれもその新規性を認め、これら新証拠と旧証拠の総合的再評価により、それらが確定裁判の審理中に提出されていたならば無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとその明白性も認める画期的な決定でした。このように弁護団の営為も裁判官の判断も次元の高いものでした。

「新証拠と旧証拠の総合的再評価」という事を一般的に理解すれば、「すべての証拠を並列に相互に検討し直して有罪立証に合理的疑いを発見できるのかどうか」であろうと考えます。さらに言えば刑事訴訟法 435 条 6 号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」に規定されているところの“無罪を言い渡すべき”とは本来“確定判決の有罪立証が合理性を欠く疑いが出たとき”であるはずです。しかしどうやらそんなに純粋で公正な考え方を多くの裁判官は持ち合わせていないようです。

最高裁の差し戻し決定では、ぶどう酒に混入された毒物がニッカリンＴであったのか否かの審理がつくされていないとし、検出鑑定をやり直して審理を尽くすべしとしました。しかしその他の新証拠に関してはすべて「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」には当たらないと判断してしまいました。

こうして論点を絞り込む形で再び名古屋高裁に差し戻され、今回の棄却決定に至ったわけです。

ここでやはり裁判所は「新証拠と旧証拠の総合的再評価」を“すべての証拠を並列に相互に検討する”のではなく“垂直的に順次検討してゆく”という狭い再評価方法をとったといえると思います。はたしてこれで「無辜の救済」「非常救済手段」としての再審制度が機能するのかという以前から問題となっている点が浮き彫りになっていると言えるでしょう。論点を絞られすぎた差し戻し決定、大仰な言い方をすれば、最高裁の巧妙な罠にはめられたのか？と思えるような内容でした。

こうした裁判所の姿勢を改めて見せつけられると、弁護側としたら、請求人側に有利な未開示証拠を開示　させ、検察・警察の不当な思い込み捜査や関係者の供述の誘導を暴き、“すべての証拠を並列に相互に検討”させるという本来あるべき「新証拠と旧証拠の総合的再評価」につなげてゆかなければならないと考えます。

袴田冤罪事件再審請求審においても「DNA 鑑定」で 5 点の衣類のねつ造疑惑が決定的になった訳ですから“今回の DNA 鑑定の信頼性”をめぐる攻防にだけ論点を持って行かれるのは非常に危険であると考えます。他の証拠や未開示証拠のさらなる開示の追及に力点を移して前述の本来あるべき「新証拠と旧証拠の総合的再評価」を追ってゆくことが重要になっていると思います。■

活動報告

4/7　DNA鑑定勉強会参加（清水・辻公民館）
4/8　ゴビンダさん支援集会参加（渋谷・金属労働会館）
4/9　ボクシング関係者要請行動参加（静岡・静岡地裁ほか）
4/13　鳥越俊太郎特別セミナー参加（水道橋・後楽園ホール展示会場）
4/15　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
4/20　取調べ可視化・証拠開示法制化院内集会＆国会議員要請参加（永田町・衆参院議員会館）
4/21　開示証拠検討会参加（静岡・小川秀世法律事務所）
4/22　日本映画大学学生からの取材応対（巣鴨・村崎法律事務所）
4/23　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
4/23　支援イベント打合せ（新宿・いちまるや）
4/29　開示証拠検討会（巣鴨・村崎法律事務所）
5/2　書籍出版取材（松戸・はなの舞）
5/7　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/10　書籍出版取材（御茶ノ水・デリフランス）
5/10　日本映画大学学生からの取材応対（池袋・ルノアール）
5/11　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
5/13　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
5/17　書籍出版取材（静岡・小川秀世法律事務所）
5/23　袴田さんへの面会に同行（小菅・東京拘置所）
5/23　東京救う会公開学習会参加（永田町・参院議員会館）
5/24　支援イベント打合せ（六本木・ルノアール）
6/2　日本映画大学学生からの取材応対（巣鴨・村崎法律事務所）
6/3　浜松集会参加（浜松・福祉交流センター）
6/5　袴田さんへの面会に同行（小菅・東京拘置所）
6/5　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
6/7　ゴビンダさん再審開始決定取材（霞が関・東京高等裁判所他）
6/8　現地調査（静岡・市内各所）
6/13　支援イベント打合せ（永田町・衆院議員会館）
6/13　狭山事件集会で支援アピール（練馬・厚生文化会館）
6/16　なくせ冤罪ひらけ再審市民集会参加（日比谷・日比谷コンベンションホール）
6/17　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
6/19　真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
6/24　国民救援会静岡支部現地調査参加（清水・清水テルサほか）
6/24　『さいしん』45号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

活動予定

求める会

7/8　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
8/12　『さいしん』46号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

6/27　弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）
6/30　清水集会（清水・清水テルサ）
7/7　死刑廃止フォーラム集会（春日・文京区民センター）
7/9　三者協議（静岡・静岡地裁）
7/14　アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアー（豊中・男女共同参画推進センター）
7/15　市民連帯の会集会（水道橋・スペースたんぽぽ）

■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「厳」でも大丈夫です。

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

編集後記　5月25日名古屋高裁は名張毒ぶどう酒事件で自身が2005年に出した再審開始決定を取り消すという不可解な決定を出した。これには落胆した。何日もため息が出た。まだこんな事が起こるのかと。そして6月7日東京高裁で東電OL殺人事件の再審が決まり、その日の内に高裁は高検の異議を却下しゴビンダさんが別件逮捕から15年ぶりに晴れて釈放され、ネパール大使館や入管関係者の尽力により15日には帰国の途についた。この迅速な動きは称賛に値する。司法は一歩信頼を勝ち得た。さて、袴田巖さんの再審開始決定はいつ出るのか。これ以上時間をかけてはいけない。司法関係者の迅速な対応を求む。我々の司法は間違いを正す事が出来るんだと思いたい。Free Hakamada Now！■（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

さいしん　第４５号　新聞記事集

信濃毎日新聞

社説

再審の重い扉を開け

袴田事件

強盗殺人罪などで死刑判決を受けた、袴田巌死刑囚の第2次再審請求をめぐるDNA型鑑定の結果が出た。

証拠品のシャツに付着した血痕は「死刑囚のDNAと一致しない」「完全に一致するDNAは認められなかった」。弁護側、検察側それぞれの鑑定人の判断である。

シャツは、判決の根拠になった「5点の衣類」の一つで、死刑囚が着ていたとされる前提に重大な疑いが生じたことになる。

静岡地裁には、一日も早く再審開始を決め、事件を審理し直してもらいたい。

事件が起きたのは1966年。静岡県清水市（現静岡市）のみそ製造会社専務宅の焼け跡から、一家4人の遺体が見つかった。警察は、住み込み従業員だった袴田死刑囚を逮捕。死刑囚は無罪を訴えたが、80年に上告が棄却され、死刑が確定した。

衣類の発見の経緯について、不自然さが指摘されている。

みそタンクから見つかったのは、事件から1年がすぎた67年だった。事件直後の捜索では発見されず、袴田死刑囚が自白を翻し、無罪を主張した後でもあった。弁護側は「捏造だ」と訴えてきた。

このため、衣類に付いていた死刑囚と被害者のものとされる血痕が焦点になっている。

81年から2008年まで続いた第1次再審請求で、東京高裁は、衣類の血痕が被害者の血液と一致するかどうかの鑑定を行った。が、科学警察研究所と岡山大学はいずれも「鑑定不能」とした。請求は退けられている。

第2次請求でも昨年、同様の鑑定が実施された。検察側が「同じ人物に由来した可能性を排除できない」としたのに対し、弁護側は「被害者の血液と同一のDNAは検出されなかった」との結果を示していた。

検察は昨年12月、静岡地裁の勧告を受け、取り調べの録音テープや供述調書などを開示した。弁護側によると、自白の矛盾点なども浮上しているという。こうした新たな論点を含め、法廷で十分に再検証する必要がある。

DNA型の不一致が判明し、再審で無罪が確定した足利事件、自白の矛盾点が明らかにされ、同じく無罪になった布川事件などの例もある。わずかでも冤罪の可能性があるのなら、再審開始をためらってはならない。

逮捕から46年、死刑確定から32年近くたち、家族や支援者は死刑囚の体調を心配している。静岡地裁は迅速に判断してほしい。

<2012.4.19>

西日本新聞

社説　2012年5月4日

再審ためらえば禍根残す

袴田事件

「疑わしきは被告人の利益に」の原則に立って再審の門戸を広げた1975年の「白鳥決定」で、最高裁は再審開始の要件について次のように述べている。

「新証拠を加えて総合的に評価した結果、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じれば足りる」

この要件に照らせば、確定判決の事実認定の根拠となった「客観証拠」の信頼性に重大な疑問が生じた事件は、速やかに裁判をやり直すべきである。

静岡県清水市（現静岡市清水区）で66年、みそ製造会社の一家4人が殺害された「袴田事件」も、その一つだろう。

この事件で強盗殺人罪などで死刑判決を受けた袴田巌死刑囚(76)の再審請求で、4月に明らかにされた弁護、検察双方の鑑定人による証拠品のDNA型鑑定の結果が、ともに袴田死刑囚の犯行に疑いを生じさせるものだったからだ。

証拠品は、死刑囚が犯行時に着ていたとされるシャツやパンツなど、「犯人の血痕」が付着した「5点の衣類」。

鑑定の結果、弁護側鑑定人は「死刑囚のDNA型と一致しない」と結論づけ、検察側推薦の鑑定人の判断も「死刑囚と完全に一致するDNA型は認められなかった」だった。

血痕が袴田死刑囚のDNA型と「一致しない」ということは、死刑囚と被害者の血痕がついた衣類を「中心証拠」とした確定判決の核心部分に、大きな疑問が生じたことになる。

そもそも「5点の衣類」については、発見経緯の不自然さが指摘されてきたことも見逃してはなるまい。

死刑囚が住み込みで働いていた被害者宅のみそタンクから、血痕が付いた衣類が見つかったのは事件の翌年である。それも袴田死刑囚が自白を翻し、無罪を主張し始めた後だった。

弁護側が再審請求当初から「衣類の血痕は（何者かが）別人の血を付着させたものだ」と、捜査当局による証拠捏造を疑い続けてきたのも、このためだ。

検察側はDNA型の一部は「死刑囚のものである可能性を排除できない」として、双方のDNA鑑定の精度や信頼性の検証を求めるなど、再審開始には依然、否定的な姿勢をとっている。

しかし、袴田死刑囚の有罪の最大の根拠となった確定判決の証拠に、DNA型の不一致という「客観的な疑い」があることが分かったのである。

それだけではない。地裁の勧告で検察側が新たに開示した供述調書や取り調べの録音テープなども、新証拠として公開の法廷で審理に付されるべきだろう。

逮捕から46年。死刑確定からでも30年以上が過ぎた。袴田死刑囚は高齢で、健康もすぐれない状態にあるという。

冤罪の可能性がわずかでもあるのなら、それを晴らす機会を与えるのも司法の役割であり、責任でもある。ためらっているうちにも時間は進む。静岡地裁には、一刻も早い決断を求めたい。

2012 4.6 静岡朝刊

袴田事件ＤＮＡ鑑定カンファレンス

検察と弁護団 対立

旧清水市（静岡市清水区）で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求審で、昨年12月にＤＮＡ型鑑定をした２人の鑑定人に対し、鑑定手法などを質問する手続き「カンファレンス」について、実施に消極的な弁護団の対応に静岡地検幹部が頭を抱えている。背景には訴訟戦術の違いがあるとみられる。

カンファレンスは、今年1月初めに地検が持ち掛けた。弁護団もいったんは応じる姿勢を見せたが、その後撤回した。西嶋勝彦弁護団長は「鑑定人に聞きたいことがあれば公明正大に、静岡地裁の鑑定人尋問で尋ねるべき」と主張する。

一方、地検幹部は「弁護団の態度は理解に苦しむ」と首をひねる。

Q カンファレンス　裁判官、検察官、弁護士が出席して行われる3者協議などの法定手続きとは異なり、裁判官は出席せずに検察側と弁護側が任意で行う非公式の会議。裁判所以外で行われることもある。検察側、弁護側それぞれが推薦した鑑定人から、鑑定書の文言の意味や鑑定手法などについて基本的な説明を受ける。基礎的知識を学ぶ「勉強会」とされるが、鑑定人に対する圧力になるという指摘もある。

地検は3月上旬に再度、実施を申し入れたが、「準備が整っていない」と断られた。

昨年12月のＤＮＡ型鑑定では、犯行着衣とされる「5点の衣類」に残る血痕について、弁護側推薦の鑑定人は「被害者の血液は付着していない」、検察側推薦の鑑定人は「被害者の血液が付着していた可能性は排除できない」との鑑定書をそれぞれ提出し、結論は分かれた。

このため地検幹部は「双方の鑑定人から鑑定手法などについて早期に説明を受ける必要がある」と訴える。

２人の鑑定人は現在、5点の衣類の血痕が袴田死刑囚のものかどうか確かめるＤＮＡ型鑑定を進めている。

地検幹部は「手法を検証しないままの鑑定では信ぴょう性が問われかねない」と主張する。

西嶋弁護団長は「再審事件でカンファレンスは必ずしも行われていない。行う義務はない」と取り合わない。

今後も双方の主張は平行線をたどりそうだ。

朝日新聞　平成２４年(2012年)４月１０日（火曜日）

輪島功一さんら 早期再審訴え

地裁などに要請書

再審請求中の「袴田事件」で、日本プロボクシング協会の役員と元世界ジュニアミドル級王者でタレントの輪島功一さん(69)らが９日、静岡地裁と静岡地検を訪れ、元プロボクサー袴田巌死刑囚(76)の早期再審開始などを求める要請書を提出した。同協会が単独で地検と地裁に要請書を提出したのは初。

地裁に提出した要請書では、昨年12月の「５点の衣類」に被害者の血が付着しているかを調べたＤＮＡ型鑑定について言及し、「もはや無実は疑いようがない」として早期の再審開始決定を訴えた。

提出後、県庁で会見した輪島さんは「早く出てきて、ボクシングを見てもらいたい」と話した。



横断幕を掲げて静岡地裁に入る輪島功一さん（右から２人目）ら＝９日、静岡市葵区追手町

朝日新聞　静岡版　夕刊　平成２４年(2012年)４月１０日（火曜日）

袴田事件ＤＮＡ鑑定「元データ開示を」

静岡地検が申立書提出

旧清水市（静岡市清水区）で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求審で、静岡地検は９日までに、昨年12月のＤＮＡ型鑑定の元データなどについて、職権で鑑定人に開示させることを求める「求釈明申立書」を静岡地裁に提出した。提出は２日付。地検幹部と弁護団が明らかにした。

申立書には、弁護側推薦の鑑定人に対し計22項目、検察側推薦の鑑定人に対しては、計４項目の質問がそれぞれ列記されている。

弁護側推薦の鑑定人に対しては鑑定書の元になった検査データの全面開示、「ＤＮＡ型判定基準」の明示を求めた。

犯行着衣とされる「５点の衣類」の血痕などから採取したＤＮＡについて「抽出した量を鑑定書に記載しなかった理由は何か」との質問もあった。

一方、検察側推薦の鑑定人に対しては、昨年12月のＤＮＡ型鑑定で、血痕が人血由来かどうかの鑑定や血液型の鑑定について「検討を行わなかった理由は何か」などの質問があった。

地検は鑑定人に対して鑑定手法などについて質問する手続き「カンファレンス」を弁護団に申し入れたが、弁護団は実施に消極的で実現していない。

地検の千葉雄一郎次席検事は「弁護団がカンファレンスに応じないため、鑑定の信用性を検証するため（地裁に求釈明を）申し立てた」と話した。弁護団の西嶋勝彦団長は「申立書の内容が必要か検討し、不必要と判断すれば今月中に反対の意見書を地裁に提出する」との考えを示した。

朝日
2012、4、14　朝刊

犯行時シャツの血「不一致」

袴田事件、弁護側ＤＮＡ鑑定

静岡県清水市（現静岡市清水区）で１９６６年、一家４人を殺害したとされる袴田巌（いわお）死刑囚(76)の第２次再審請求でのＤＮＡ型鑑定で、弁護側推薦の鑑定人による鑑定結果が13日、明らかになった。

犯行時の着衣とされた白半袖シャツなどに付いていた血痕のＤＮＡ型と、袴田死刑囚本人の型は「不一致」として袴田死刑囚のものではないと結論付けた。

鑑定書では、古い血痕でＤＮＡ型が劣化し、さらに第三者の汗やつばなどのＤＮＡ型が血痕部分に付着していたとしても、今回の不一致という結果は「偶然では極めて起こりにくい」との見解を示した。

静岡地裁から通知を受けた弁護団が公表した。地裁は検察側鑑定人の鑑定結果を待ち、二つの証拠価値を審理する。

弁護団は「この鑑定で、無実がはっきりと裏付けられた。大きく再審に近づいた」として早期の再審開始を訴えた。地検はこの結果に対し、犯行時の着衣の血痕から検出されたＤＮＡ型が断片的だったことなどから、「血痕の鑑定結果の検討が済んでいない現段階で、今回の結果の評価はできない」と慎重な検証を求めた。

毒争　　屈乳　　系行　　屋気　　平成２４年(2012年)４月１４日（土曜日）

朝刊

（第三種郵便物認可）

「死刑囚とDNA不一致」

弁護側血液鑑定で

袴田事件再審請求

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、今年2月に静岡地裁が実施を決めたDNA型鑑定のうち、弁護側推薦の鑑定人の鑑定結果で、袴田巌死刑囚(76)の犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」の右肩部分に付着した血痕のDNA型と、袴田死刑囚のDNA型は一致しなかったことが13日、明らかになった。

確定判決では、シャツ右肩部分の血痕は袴田死刑囚の血液とされていた。弁護団が会見で明らかにした。今回のDNA型鑑定では、静岡地検推薦の鑑定人もDNA型鑑定をしているが、13日現在、結果は判明していない。

確定判決は、白色半袖シャツの右肩部分に付いたB型の血痕について、犯行時の右肩の傷が原因となり内側から付着したと断定し、有罪とする根拠となっていた。

弁護側鑑定人は鑑定書で、3月に袴田死刑囚から採取した血液のDNA型と、白色半袖シャツから検出したDNA型が不一致だったことから、「（血痕は）袴田死刑囚に由来しない」と結論付けた。

弁護団は第2次再審請求で地裁に提出した補充書などで、犯行着衣とされた白色半袖シャツなどの「5点の衣類」が事件発生から約1年2カ月後に発見されたことから、「発見の経緯が不自然で警察のねつ造証拠だ。白色半袖シャツの右肩部分の血痕は袴田死刑囚の血液ではない」と訴えていた。

一方、静岡地検は昨年12月に地裁に提出した意見書などで、「弁護団の主張に沿った新証拠は提出されていない。その主張自体全く意味がない」などと反論していた。

弁護側「有罪裏付け崩壊」

検察側「鑑定評価できず」

袴田巌死刑囚の血液と、犯行着衣とされる衣類に付いた血痕のDNA型鑑定の結果を受け、袴田死刑囚の姉秀子さん(79)が13日、県庁で会見し「巌は一審から無実と叫んでいた。鑑定結果を受けてなるべく早く再審を始めてほしい」と訴えた。

弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「衣類が有罪を裏付ける証拠にならないことが明らかになった」との認識を示した。

一方、犯行着衣とされる衣類に被害者の血痕が付いているか調べる昨年12月のDNA型鑑定の結果をめぐる求釈明申立を静岡地裁に行った静岡地検の千葉雄一郎次席検事は同日、「前回のDNA型鑑定結果の検討が済んでいない今の段階で、今回の鑑定の評価はできない」と述べた。

第三者の再鑑定を

日大医学部の押田茂實教授（法医学）の話　弁護側推薦の鑑定人の鑑定結果だけでは、再審開始に向けた有力な証拠とは判断できず、検察側の鑑定結果を待つべきだ。前回昨年12月のDNA型鑑定同様、今回の鑑定でも検察側と弁護側の双方で、鑑定結果に食い違いが生じるとすれば、信頼できる第三者の鑑定人による再鑑定が必要なのではないか。

朝日新聞 朝刊 第3種郵便物認可

「DNA不一致」行方は

袴田死刑囚、弁護側の鑑定結果

検出の型は「血液から」

袴田巌(いわお)死刑囚(76)の第2次再審請求で、弁護側推薦の鑑定人のDNA型鑑定の結果が13日、判明した。確定判決で犯行時の着衣についた袴田死刑囚本人のものとされている血痕などは、袴田死刑囚本人のDNA型とは一致しないという内容。弁護団は早期の再審開始を主張し、検察側は慎重な検証を求めた。

鑑定では、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」のうち、白半袖シャツの右肩に付着したB型の血痕が主な対象となった。袴田死刑囚はB型で、当時、右肩にけがを負っていたことから、袴田死刑囚の血痕とされていた。

弁護側推薦の鑑定人は、この血痕から検出されたDNA型と、袴田死刑囚本人の型を照合した結果、「不一致」と判断した。核DNAの型は15部位で照合され、1カ所でも違えば、不一致とされる。

さらに、この血痕から検出されたDNA型は、汗やつばなどでなく、血液から検出されるDNA型であると指摘。そのため、血痕に第三者が触れたために不一致となった可能性は、「極めて起こりにくい」と否定した。

昨年のDNA型鑑定で、白半袖シャツ右肩の血痕からDNA型の一部が検出されたため、静岡地裁(原田保孝裁判長)が、袴田死刑囚の血液を任意で採取し、両鑑定人に照合を嘱託していた。

鑑定結果の締め切りの目安は13日とされたが、同地裁は、検察側推薦の鑑定人の鑑定結果を、弁護団や地検に通知しなかった。



確定判決で犯行時の着衣とされた「5点の衣類」の一つの白半袖シャツ。右肩の血痕が袴田巌死刑囚の血痕とされた＝弁護団提供

■弁護側鑑定人による袴田死刑囚の核DNA型の照合結果 (①～⑮は便宜上付与)

	白半袖シャツ右肩に付着の血痕		袴田死刑囚本人との照合結果
核DNAの部位	弁護側(B)鑑定	検察側(P)鑑定	
①	検出	不明	矛盾せず
②	検出	不明	不一致
③	不明	不明	照合不能
④	不明	不明	照合不能
⑤	不明	不明	照合不能
⑥	不明	不明	照合不能
⑦	不明	検出	不一致
⑧	検出	検出	B鑑定と不一致、P鑑定と矛盾せず
⑨	不明	不明	照合不能
⑩	検出	不明	不一致
⑪	検出	不明	不一致
⑫	検出	不明	矛盾せず
⑬	検出	不明	不一致
⑭	検出	不明	矛盾せず
⑮	検出	不明	不一致
性別	不明	男性	男性
血液型	BO型	鑑定せず	BO型

弁護団「再審に近づいた」
地検側「信頼性の検証を」

DNA型鑑定の結果を受け、弁護団が県庁で会見した。事務局長の小川秀世弁護士は「袴田さんの無実がはっきりと裏付けられた。再審開始に大きく近づいた」と説明。袴田死刑囚の姉のひで子さん(79)は「早く再審を開いて欲しい」と訴えた。

小川弁護士は、弁護側推薦の鑑定人による鑑定書が「試料汚染」はないと判断していることに対し、「正当だと思う」と話した。地検が、鑑定人への質問をする場(カンファレンス)を求めていることについては「今の段階では必要ない。積極的にはしないが、最終的にはやらざるを得ない」との見方を示した。

弁護団は今後、法廷で弁護側と検察側双方の鑑定人に証人尋問をする考えで、「捜査機関の問題も解明したい。死刑事件で捏造(ねつぞう)が裏付けられたのは重大だ」と力を込めた。ひで子さんは「46年間、無実を叫んできた。(今回の鑑定結果に対しては)まだ、うれしいというところまではいきません」と表情を引き締めた。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は結果を受けた臨時会見で、「前回の鑑定結果の検討が済んでいない段階では、今回の結果を評価できない」と述べた。

千葉次席検事は昨年12月に実施した鑑定で試料となった白半袖シャツの血痕から検出したDNA型について「信頼性の検証が欠かせない」と強調した。白半袖シャツなどの「5点の衣類」は、将来のDNA鑑定を予想した取り扱いがされていなかった点に言及し、「第三者のつばやあかが付着した試料汚染の可能性を否定できない」と指摘した。



記者会見で再審開始を訴える袴田死刑囚の姉、ひで子さん＝静岡市葵区

明白な証拠か 焦点に

《解説》弁護側鑑定人は鑑定結果で、犯行時の着衣に付いた袴田死刑囚のものとされた血痕のDNA型は、袴田死刑囚のものではないと結論付けた。

犯行時の着衣を「捜査機関の捏造」とする弁護団の主張と一致する結果だ。確定判決は、犯行時の着衣を、袴田死刑囚と犯行を結びつける中心的な証拠としており、仮に、袴田死刑囚との関連が否定されれば、証拠構造は崩れる。

照合をめぐっては、地検推薦の鑑定人による鑑定結果が近く明らかになる予定で、注目される。

ただ、地検は血痕から検出されたDNA型自体がそもそも不正確で、それが「不一致」の原因である可能性があるとみて、慎重な検証を求めている。

地検が正確性を疑う根拠は、検出されたDNA型が断片的▽みそ漬けの状態で見つかり、40年余が経過▽第三者の接触によるDNAの汚染などだ。

これに対し、弁護側推薦の鑑定人は、時間の経過や汚染が今回の「不一致」の原因ではないとも言及した。

再審開始のためには「無罪を言い渡すべきことが明らかな新証拠」が不可欠。静岡地裁が、この鑑定結果を「明白な新証拠」と判断するかどうかが焦点になる。

(上沢博之)

日本経済新聞 2012. 4. 14.

39 社会 ★14版 【第三種郵便物認可】 【月ぎめ

DNA「死刑囚と不一致」

袴田事件、弁護側が血液鑑定

強盗殺人罪などで死刑判決を受け、無実を訴えている袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、有罪の証拠となったシャツに付着した血痕が袴田死刑囚のものか調べていたDNA型鑑定結果について、弁護側が推薦した鑑定人が死刑囚とは一致しないとの結果を出したことが13日、分かった。

検察側鑑定人は、静岡地裁に鑑定結果をまだ報告していない。再審開始決定に向け、袴田死刑囚の弁護団は鑑定結果を評価。今後、静岡地裁の判断が注目される。

弁護団は13日夜、静岡市で記者会見し「シャツが袴田さんのものでないことは明らか。捏造(ねつぞう)された証拠で、袴田さんが無実であることが明白になった」と話した。同席した姉、秀子さん(79)は「厳の無実がこれでよりはっきりした。一刻も早く再審を開いてもらいたい」と訴えた。

シャツは犯行時の着衣とされた衣類5点の1つで、袴田死刑囚と被害者4人の血痕が付着しているとされる。同地裁が昨年、衣類のDNA鑑定を実施し、弁護側鑑定人は付着した血痕のDNA型が被害者と一致しないと指摘した。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「そもそも昨年のDNA鑑定の信頼性が検討されていない」と指摘した上で、13日の弁護側鑑定結果についても「検察側鑑定人の結果も出ておらず、現時点で何らかの評価をすることはできない」と説明した。

同地裁の委嘱を受けた鑑定人2人が3月、収容先の東京拘置所を訪れ、袴田死刑囚の血液を採取していた。

東京新聞 2012. 4. 14

着衣血痕DNA 弁護側鑑定

袴田死刑囚と不一致

強盗殺人などで死刑判決を受け、無実を訴えている袴田巌死刑囚(76)の第二次再審請求で、弁護団は十三日、犯行時の着衣とされた半袖シャツの右肩部分に付いた血痕について、弁護団推薦の鑑定人によるDNA鑑定で死刑囚本人の血ではないとする結果が出たことを明らかにした。

弁護団は「袴田さんの無実がはっきり裏付けられた」として、再審開始を急ぐよう静岡地裁に働きかける。

静岡地検推薦の鑑定人はまだ鑑定書を静岡地裁に提出していない。地裁は両鑑定書がそろった段階で鑑定人尋問などで鑑定結果を検証する見通し。昨年の鑑定同様、双方の結果が食い違えば、再審開始の是非の判断は難航するとみられる。

昨年の鑑定では、弁護団、地検双方が推薦する鑑定人二人が「五点の衣類」のうち半袖シャツ右肩の血痕から被害者とは別人の可能性があるDNA型を検出。袴田死刑囚のDNA型は鑑定対象でなかったため、弁護団の要請で追加鑑定していた。

今回の鑑定は前回と同じ鑑定人が、三月から一カ月間程度をめどに、東京拘置所の袴田死刑囚から採取した血液とシャツの血痕とを照合し、本人の血かどうかを調べた。

弁護団側鑑定人が提出した鑑定書によると、血痕から検出したDNAは袴田死刑囚のDNAの型と一致しなかった。被害者とも別人のDNA型で、日本人にはまれな型が含まれていると指摘した。

袴田事件

死刑囚DNAと不一致

証拠の衣類血痕 弁護側が公表

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」第2次再審請求のDNA型鑑定で、証拠の衣類に付着し袴田巌死刑囚(76)のものとされた血痕と死刑囚のDNA型が一致しないとの結果が出た。確定判決と食い違う内容となる弁護側推薦鑑定人の結論を、弁護団が13日公表。検察側鑑定人は地裁に結果を提出していない。

鑑定書は不一致に関し「試料(衣類)の劣化や汚染を考慮しても、偶然では極めて起こりにくい」と指摘した。

弁護団の小川秀世事務局長は記者会見で「無実がはっきりと裏付けられた。速やかな再審開始に向け働きかけていきたい」と即時釈放と再審開始を訴えた。

鑑定対象は、袴田死刑囚の着衣とされた白半袖シャツ。事件当時の鑑定では「右肩部分の血痕が袴田死刑囚と同じB型」「シャツを含む5点の衣類に被害者4人と同じ血液型の血も付着」とされた。これを基に確定判決は、4人を殺害した際の着衣で、有力な有罪の証拠だと認定した。

5点の衣類の「被害者の返り血」とされた血痕を巡るDNA型鑑定では昨年12月、弁護側が「被害者の型と不一致」、検察側は「一部一致の可能性」と結論が割れた。弁護側の求めで袴田死刑囚の同鑑定も追加され、3月、収容先で採血していた。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「前回鑑定の検討が済んでおらず、今回の（弁護側）鑑定の評価はできない」とし、一連の鑑定の検証を求める考えを示した。【平塚雄太】

2012. 4. 14 毎日

2012．4．16 東京新聞

袴田事件

「死刑囚とDNA不一致」

検察側鑑定結果 再審開始へ可能性

袴田事件の第二次再審請求審で、犯行時の着衣とされた半袖シャツの右肩部分に付いた血痕が袴田厳死刑囚（七〇）の血かどうかをDNA型鑑定した静岡地検推薦の鑑定人が「本人と完全に一致するDNA型は認められなかった」と結論付けたことが十六日、明らかになった。弁護団への取材で分かった。

＝関連⑥面

十三日に判明した弁護団推薦の鑑定人の鑑定結果は、血痕と本人の血のDNA型は「不一致」としており、二つの鑑定は矛盾しない結果となった。血痕を「当時右肩にけがをしていた死刑囚本人の血」と認定した一九八〇年の確定判決の一部に疑いが生じたことで、再審開始につながる可能性も出てきた。

静岡地裁は、昨年のDNA型鑑定の結果と合わせ、鑑定人尋問などで再審開始の条件となる「新規かつ明白な証拠」に当たるかどうかを検証する。

地検側鑑定人の鑑定書はシャツの血痕と死刑囚本人の血から「完全に一致するDNAは認められなかった」と指摘。一方、証拠の「五点の衣類」の一つである緑色パンツの血痕様の部分とも照合し、死刑囚本人のDNAである可能性は排除できないと言及した。

双方のDNA型を「不一致」と判断した弁護団側鑑定人の鑑定書は、血痕の劣化や、血痕部分への第三者の汗や唾液の混入があったとしても、不一致となるのは「偶然では極めて起こりにくい」と付け加えている。

鑑定は弁護団の要請を受け、地裁が委託して実施した。

静岡県庁で十六日午後に会見した弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「地検推薦の鑑定人の結果からも袴田さんの無実が明らかになった」と指摘した。

袴田事件

1966年6月30日、静岡県清水市（現静岡市）のみそ製造会社専務橋本藤雄さん方から出火、一家4人の遺体が発見された。県警は8月、強盗殺人容疑などで工場の従業員袴田厳死刑囚（七〇）を逮捕。袴田死刑囚は公判で無罪を主張したが、67年8月に工場のみそタンクから見つかった血の付いた衣類が有罪の証拠とされ、80年に死刑確定した。81年からの第1次再審請求は2008年に最高裁が特別抗告を棄却したが、姉秀子さんが同年に申し立てた第2次再審請求では検察側が新たな証拠を開示。11年には静岡地裁が衣類のDNA型鑑定を実施し弁護側鑑定人は付着した血痕のDNA型が被害者と一致しないと指摘した。

検察側も「DNA不一致」

袴田事件再審請求 死刑囚血液鑑定で

静岡新聞
2012．4．16（夕刊）

旧清水市（静岡市）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検が推薦した鑑定人のDNA型鑑定結果で、袴田厳死刑囚(76)の犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」の右肩部分に付着した血痕のDNA型と、袴田死刑囚のDNA型が不一致だったことから、「袴田死刑囚と完全に一致するDNAは認められなかった」と説明した。

地検は今月2日、職権で検察側推薦の鑑定人と弁護団が推薦した鑑定人に鑑定手法などを説明させることを求める「求釈明申立書」を地裁に提出した。地検幹部は「鑑定結果の信用性を検証すべき」と訴えている。

確定判決となった1980年の最高裁判決では、白色半袖シャツの右肩部分の血痕について、犯行時の袴田死刑囚の右肩部分の傷が原因となり内側から付着したと認定し、有罪とする根拠の一つにしていた。

検察側鑑定人は鑑定書で、3月に袴田死刑囚から採取した血液のDNA型と、白色半袖シャツから検出したDNA型について「不一致」とされた。

2012、4、17 東京新聞

(第3種郵便物認可)　新聞定価(消費税込み)1ヵ月3250円、1部(朝刊)100円(夕刊)40円

袴田事件

検察鑑定もDNA不一致

揺らぐ「有罪の決め手」



右肩に付いている血痕が鑑定された半袖シャツ＝弁護団提供

強盗殺人罪などで死刑判決を受け、無実を訴えている袴田巌死刑囚(七〇)の第二次再審請求審で、昨年から実施していた犯行着衣とされた「五点の衣類」の一連のDNA型鑑定結果が出そろった。一九八〇年の確定判決で死刑囚の血と認定され、有罪の決め手となった半袖シャツの血痕からは今回、死刑囚本人のDNAが検出されなかった。鑑定技術の進歩が明らかにした新事実は、再審の扉を開くのだろうか。

「再審を開始できる基盤が整った」。十六日に静岡県庁で会見した弁護団事務局長の小川秀世弁護士は自信をのぞかせた。

五点の衣類は事件の一年二カ月後の一九六七年八月、袴田死刑囚が勤務していたみそ工場のタンクの中から見つかった。多数の血痕が付着し、静岡地裁は血液型鑑定の結果、大部分を被害者の返り血、右肩の血痕を袴田死刑囚の血だと認定。有罪判決の重要な証拠となった。

「五点の衣類は捜査機関が捏造(ねつぞう)した」と主張する弁護団は、血痕のDNA型鑑定を求めていた。だが第一次再審請求中の九八～二〇〇〇年に東京高裁が実施した鑑定では、捜査員の接触や汗などによる混入物を排除できず血液のDNAを抽出して分析できなかった。

今回、不可能を可能に変えた要因の一つに、飛躍的な技術の向上がある。専門家によると、近年、試薬や機器の開発が進み、不純物を取り除いた微量の試料からDNAを抽出する技術が進歩した。取り出したDNAを増幅する技術も高まり、格段に分析しやすくなったという。

実際、DNA型鑑定の導入初期に発生した九〇年の足利事件では、二〇〇九年の再鑑定が過去の鑑定結果を覆して再審無罪を導いた。ただ、ある法医学者は「技術が進歩しても、血痕から血液のみを完璧に選択して抽出するのは難しいのではないか」と指摘する。

今回、静岡地検は鑑定の信頼性を検証するため、双方の鑑定データを開示するよう求めている。地検の千葉雄一郎次席検事は「さまざまな状況証拠を組み立てて有罪認定している。半袖シャツの血痕の一点だけではない」と強調。今回の結果で「(再審開始の)方向性が示されたということにはならない」と述べた。

DNA鑑定の結果

	鑑定項目	弁護団推薦の鑑定人	地検推薦の鑑定人
今回の結果	「5点の衣類」の白色シャツの肩の血痕は、袴田死刑囚のものか?	袴田死刑囚に由来しないと判断できる	袴田死刑囚に由来するDNAは認められなかった
昨年12月の鑑定結果	試料に人の血が付着しているか?	付着している	検討していない
	検出したDNAは血液に由来するか?	血液由来のDNAだと考えられる	不明
	「5点の衣類」と被害者の衣服から検出されたDNAは、同一人物のものか?	同一人物に由来するDNAは確認できない	「5点の衣類」の一部と、被害者の衣服のDNAが同一人物に由来する可能性がある
	「5点の衣類」に被害者の血液は付着しているか?	付着していない	付着している可能性がある

「ＤＮＡ完全一致せず」

袴田事件　検察側の鑑定結果で

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の第2次再審請求で、検察側推薦の鑑定人が行ったDNA型鑑定結果が16日、公表された。証拠の衣類に付着し袴田巌死刑囚(76)のものとされた血痕と、袴田死刑囚本人とのDNA型について「完全に一致するDNAは認められなかった」とした。弁護団が明らかにした。弁護側推薦鑑定人は既に「不一致」と鑑定している。

確定判決は5点の衣類に袴田死刑囚と被害者の血痕が付着しているとして、袴田死刑囚が犯行時に着用していたと断定した。しかし、袴田死刑囚は「自分のものではない」と主張、無実を訴えてきた。

鑑定対象は、袴田死刑囚の着衣とされた白半袖シャツ。事件当時の鑑定では「右肩部分の血痕が袴田死刑囚と同じB型」とされたが、今回の検察側推薦の鑑定人は、袴田死刑囚の血痕ではなかった可能性が高いことを認めたことになる。

一方、5点の衣類のうち、下着に付着し誰のものか分からないとされてきた「血痕様の部分」について、検察側推薦の鑑定人は「袴田死刑囚に由来するとして排除できない」とした。昨年12月、弁護側推薦の鑑定人は、5点の衣類に付着し被害者のものとされた血痕が、被害者のDNAと不一致だったと鑑定。検察側推薦の鑑定人は「一部一致の可能性」を指摘した。【平塚雄太】

毎日　2012．4．16（夕刊）

袴田事件鑑定

弁護団「有罪証拠無くなる」

望まれる早期の論争決着

解説

第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚の弁護団は、犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」を、捜査機関が捏造(ねつぞう)したと主張してきた。（❶面参照）

衣類五点のうち、半袖シャツの右肩口に残る血痕は、袴田死刑囚と同じB型だった。捜査段階の大部分の自白調書が証拠採用されなかったこともあり、血痕は袴田死刑囚と犯行を結びつける数少ない証拠となった。弁護団は「血痕と袴田さんの血液のDNAが異なるなら、有罪の証拠は無くなる」と強調する。

ただ昨年十二月に判明した衣類五点の鑑定は、同じ検体を分析しながら二人の鑑定人で結果がほとんど一致しなかった。DNA型鑑定の専門家は「四十五年前の保存状態が悪い血痕を分析したため、正確に鑑定できていない可能性もある」と指摘する。

そのため地検は「鑑定の信用性を検証するのが先決」との考えで、双方の鑑定人に、分析データの提出や鑑定内容の説明を求める。

事件発生から半世紀近くたち、他界した関係者も少なくない。再審の引き延ばしは許されない状況で「五点の衣類」の論争も、早期決着が求められる。DNA型鑑定結果の検証と並行し、捜査段階の「供述テープといった証拠開示も一層進めるな」ど、手段を尽くす必要がある。（石原猛）

袴田事件の経過

1966年6月30日	静岡県清水市（現静岡市清水区）のみそ製造会社専務橋本藤雄さん方を全焼。焼け跡から一家４人が遺体で見つかる
8	静岡県警が強盗殺人などの容疑で住み込み従業員の袴田巌死刑囚を逮捕
9	殺害を認める供述。静岡地検が強盗殺人罪などで起訴
11	初公判で無罪主張
67・8	血のついた「５点の衣類」がみそ工場のタンクから見つかる
68・9	静岡地裁が死刑判決
76・5	東京高裁が控訴棄却
80・11	最高裁が上告棄却（確定）
81・4	静岡地裁に再審請求
94・8	地裁が請求棄却。弁護団は東京高裁に即時抗告
2004・8	東京高裁が即時抗告棄却
08・3	最高裁が特別抗告棄却
4	姉秀子さんが第２次再審請求
10・9	地検が初の証拠開示
11・8	地裁が５点の衣類のＤＮＡ再鑑定を決定
12	ＤＮＡ再鑑定で弁護側鑑定人は、被害者の血液と同一のＤＮＡ型は検出されなかったと判断
12・3・14	ＤＮＡ再鑑定で袴田死刑囚が血液提供
4・13	弁護側鑑定人が、袴田死刑囚の血液とシャツに付着した血痕のＤＮＡ型は不一致と判断
16	検察側鑑定人もDNA型「不一致」とする結論を出したと弁護団発表

東京新聞
2012．4．16（夕刊）

袴田事件

弁護団、早期再審開始期待

DNA不一致　地検「評価できない」

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検が推薦した鑑定人が、犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」の右肩部分に付着した血痕のDNA型と袴田巌死刑囚(76)のDNA型が一致しないとの結論を出したことを受け、弁護団と静岡地検は16日、それぞれ会見した。

確定判決では、犯行着衣とされた「5点の衣類」のうちシャツ右肩の血痕は、袴田死刑囚の血痕と認定されたが、弁護団の小川秀世事務局長は「これで『5点の衣類』が、袴田死刑囚のものではないことがはっきりした」と述べた。「静岡地裁は、今回のDNA型鑑定結果を前提に、審理に取り組んでほしい。そうすれば最も早く結論が出せるのではないか」と早期の再審開始に期待を寄せた。

一方、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「昨年12月のDNA型鑑定結果の検証が済まない段階で、今回の鑑定結果の評価はできない」と、13日の弁護団推薦の鑑定人の鑑定結果が判明した時と同じ見解を示した。

「（袴田事件は）いろいろな状況証拠を組み立てて有罪を認定している」とし、「シャツの血痕は、決定的な証拠ではない。（DNA型鑑定で再審無罪となった）足利事件とは違う」と強調した。



確定判決で、右肩部分に付着した血痕が袴田巌死刑囚の血液とされた「白色半袖シャツ」（弁護団提供）

「平行線」「基準クリア」

鑑定結果　専門家、見解分かれる

弁護側推薦の鑑定人に続いて検察側推薦の鑑定人もシャツの血痕と袴田巌死刑囚のDNA型が一致しなかったとの鑑定結果を出したことについて、専門家の間でも見解が分かれた。

浜松医大の鈴木修教授（法医学）は、シャツの血痕は犯行着衣とされた「5点の衣類」と袴田死刑囚を結び付ける証拠の一つとされたにすぎないとの見方を示し、「地検は痛くもかゆくもないはず。確定判決は証拠の総合判断。双方の主張は平行線をたどる」と述べ、早期再審開始の可能性を否定した。「DNA型鑑定の信ぴょう性の検証も残っている」とも指摘した。

再審制度に詳しい東京経済大の大出良知教授（刑事訴訟法）は「再審開始の可能性は十分にある」と反論する。「『犯行時に袴田死刑囚がけがをして、シャツに自分の血が付いた』というストーリーが崩れれば、5点の衣類の持ち主にも疑問が生じる。再審開始の基準がクリアされる」と話す。

今後、静岡地裁は鑑定手法などについて鑑定人から直接聞き取る方法や、第三者の意見を求める方法で、慎重に信ぴょう性について検討すると見られる。

袴田死刑囚に面会できず　姉の秀子さん

袴田巌死刑囚(76)の姉秀子さん(79)は16日、袴田死刑囚が収容されている東京拘置所を訪ねて面会を求めた。袴田死刑囚が職員の呼び掛けに応じず面会できなかった。

静岡地検が推薦した鑑定人のDNA型鑑定結果について秀子さんは「（再審決定に向け）1歩も2歩も進んでいる」と語り、「直接鑑定結果を伝え、もう少し我慢しなよ、と言いたかった」と語った。秀子さんは5月にも再度、面会を求めるという。

袴田死刑囚は数年前から精神状態が悪化し、2009年には成年後見制度が適用され、秀子さんが保佐人を務めている。



東京拘置所前で取材に応じる袴田巌死刑囚の姉秀子さん＝16日午後、東京・小菅

静岡　13版　2012年(平成24年)4月17日　火曜日　朝日新聞

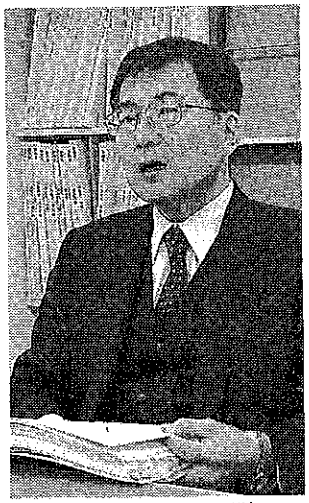
袴田事件鑑定　検察側「不一致」

弁護側　再審に自信

地検「信頼性の検証を」

袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、16日に公表された検察側の鑑定は、確定判決で袴田死刑囚の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」と、袴田死刑囚本人のDNA型は「完全に一致するものはない」と結論付けた。この結果を踏まえ、弁護団は再審開始に強い自信を見せた。

弁護側推薦の鑑定人の鑑定結果も13日に明らかになり、DNA型は「袴田死刑囚のものではない」と結論付けている。



鑑定結果について説明する弁護団事務局長の小川秀世弁護士＝静岡市葵区

検察側の鑑定について、静岡市内で記者会見した弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「検察側の鑑定によっても袴田さんの無罪が明らかになった」と強調。検察側、弁護側がそれぞれ推薦した鑑定人2人がいずれも、「5点の衣類」のDNA型と、袴田死刑囚本人の型とを「不一致」としたことについて「意義は大きい」と述べ、再審が開始されるのに大きな支障はなくなったとの見方を示した。

袴田死刑囚の姉ひで子さん(79)はこの日、東京拘置所に面会に訪れた。だが、面会は実現できなかった。ひで子さんはDNA型鑑定の結果について「再審へ向け一歩も二歩も進んでいて大いに期待している。本人に結果を伝えたかったが、会えなくて残念だった。再審が開かれるのは近いと思っている」と話した。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「5点の衣類」のDNA型について、「信用性が検証されるべきだ」と強調した。衣類から検出されたDNA型は、断片的で、分解が進んでいたり、第三者のDNA型に汚染されていたりする可能性があるとの見方からだ。

弁護側推薦の鑑定人は、衣類のDNA型は血液から検出されたものだとして、第三者のつばなどによる汚染のために「不一致」となった可能性を否定。静岡地裁は今後、両鑑定の結果や、検察側、弁護側の主張についてどう判断するか、注目される。

袴田事件

「早期に鑑定人尋問を」

弁護団が地裁に申し入れ

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の第2次再審請求で、判決内容と食い違うDNA型鑑定結果が明らかにされたことを受け、弁護団は18日、鑑定の信用性を検討する鑑定人尋問の早期実施を求める申し入れ書を静岡地裁に提出した。地裁は5月11日に3者協議を開くことを決めた。

確定判決で袴田巌死刑囚(76)のものとされた証拠の衣類の血痕について、弁護側、検察側推薦の鑑定人2人はそれぞれ、袴田死刑囚とDNA型が一致しないとする結果を相次いで地裁に報告した。

静岡地検は鑑定に疑問を示し、「裁判所で検討する前に、検察、弁護側がともに鑑定人に質問する場が必要」と主張し、鑑定人尋問の早期実施は慎重だった。静岡地検は「3者協議の場で方針を明らかにする」としている。【平塚雄太】

2012.4.19 毎日

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、弁護団と静岡地検のそれぞれが推薦した鑑定人2人のDNA型鑑定の結果、袴田巌死刑囚（76）の犯行着衣で本人の血が付着したとされた「白色半袖シャツ」右肩の血痕と、袴田死刑囚のDNA型はいずれも一致しなかった。弁護団や支援者は再審開始にかつてないほどの期待を寄せるが、果たして、裁判所の再審開始決定は近いのか。静岡地裁、地検、弁護団による3者協議が11日に開かれるのを前に、専門家などに話を聞き、決定プロセスやその可能性について探った。

（社会部・坂本昌信）

「再審が開始される基盤は整ったのではないか」。静岡地検推薦の鑑定人のDNA型鑑定結果が明らかになった4月16日、県庁で会見した弁護団の小川秀世事務局長は、そう述べた。

確定判決は、袴田死刑囚が犯行時にけがをして内側から付着したとされる白色半袖シャツ右肩の血痕を、有罪の根拠の一つとしている。

弁護団と支援団体が再審開始に期待を膨らませる一方で、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は全く逆の見解を示した。「右肩の血痕は（有罪の）有力な間接証拠だが、それだけで死命を決する証拠にはなっていない」と反論し、同時にDNA型鑑定の科学的検証の必要性も訴える。

弁護団や支援団体関係者が「無実の罪」の証拠とするのは、事件発生から約1年2カ月後にみそタンクの中から発見され、犯行着衣とされた「5点の衣類」。白色半袖シャツ

袴田事件

再審開始へ見えぬ道筋

弁護団と地検 平行線



1966年6月の事件発生直後の現場の様子
（袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会提供）

は、その中に含まれている。

既に公判は始まっていたため、静岡地検は「パジャマが犯行着衣」としていた主張を、「5点の衣類が犯行着衣」と改めた。

地元で活動する支援団体の一つ「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の楳田民夫代表は「発見の経緯が不自然過ぎる。警察のねつ造は間違いない」と断言する。

静岡地検は2010年9月、それまで一貫して拒んでいた弁護団の証拠開示請求に一部応じた。

11年12月には、静岡地裁の勧告に基づき、弁護団請求の未開示証拠全176点について、開示した。袴田死刑囚の取り調べ内容の一部を収録した「自白テープ」なども含まれていた。

刑事裁判官を長年務めた立命館大法科大学院の川上拓一教授（刑事訴訟法）は「公判前整理手続きが導入され、弁護側が検察官の証拠の大部分を見ることができるようになったことが影響している」と解説する。

弁護団は静岡地検に対して、手持ちの証拠全ての開示を求めている。弁護団はDNA型鑑定結果以外にも再審開始に結び付く可能性がある証拠を、その中から導き出そうとしている。

戦前の日本では、有罪判決を言い渡された人が無実を訴える「利益再審」と、確定判決を経て無罪になった人について、検察官が再審請求する「不利益再審」の両方があったが、認められたのは多くが検察官による再審請求だった。

戦後は「利益再審」だけが認められるようになり、再審は長年「開かずの扉」と言われてきた。

川上教授は「現代では、再審開始決定と無罪判決は、ほぼ同義語」と説明する。その上で「最高裁判決を事実上取り消し、再審開始を決定する裁判所の裁判官は相当慎重に判断せざるを得ない」と指摘する。

袴田事件の経過

1966年	6月	○清水市（現・静岡市清水区）のみそ製造会社専務橋本藤雄さん宅が全焼、焼け跡から4人の遺体が見つかる
	8月	○県警が強盗殺人と放火などの容疑で従業員袴田巌死刑囚を逮捕
	9月	○殺害を認める供述。静岡地検は強盗殺人と放火の罪で起訴
	11月	○初公判で無罪主張
67年	8月	○血の付いた「5点の衣類」が工場のみそタンクで見つかる
68年	9月	○静岡地裁が死刑判決
76年	5月	○東京高裁が控訴棄却
80年	11月	○最高裁が上告棄却。死刑確定
81年	4月	○静岡地裁に第1回再審請求
94年	8月	○静岡地裁が請求棄却。弁護団は東京高裁に即時抗告
98年	2月	○東京高裁が5点の衣類のDNA型鑑定を決定
2000年	7月	○鑑定人2人はいずれも「鑑定不能」と結論
04年	8月	○東京高裁が即時抗告棄却
08年	3月	○最高裁が特別抗告棄却
08年	4月	○姉秀子さんが静岡地裁に第2次再審請求
10年	9月	○静岡地検が初の証拠開示
11年	8月	○静岡地裁が5点の衣類に付着した血痕と、被害者のDNA型が一致するか調べる鑑定の実施を決定
	12月	○弁護側推薦の鑑定人は「一致しない」、検察側推薦の鑑定人は「一致する可能性は排除できない」とし、結論が分かれる
12年	2月	○静岡地裁が5点の衣類のうちの「白色半袖シャツ」右肩の血痕と、袴田死刑囚のDNA型が一致するか調べる鑑定の実施を決定
	4月	○弁護側、検察側それぞれが推薦した鑑定人2人が、「一致しない」と結論

可能性十分　判断不能

専門家の意見割れる

「DNA型鑑定の検証作業は必要だが、再審開始の可能性は十分にある」と法政大法科大学院の間野博教授（刑事訴訟法）は話す。間野教授は、名古屋高裁時代に「名張毒ぶどう酒事件」の再審請求審で検察側の異議申し立てを受け、再審開始決定を取り消した元刑事裁判官だ。

現在の再審開始決定の基準「総合評価説」は、「確定判決の審理中に新証拠が提出されていたら、同じ結論に達したか」との観点から、新証拠とほかの証拠を総合的に判断する方法。1975年に最高裁が出した、再審請求に対する特別抗告審決定（いわゆる白鳥決定）以降主流になった。

それ以前は、新証拠単独で確定判決を覆すほどの証拠能力が必要とされる「孤立評価説」が実務で採用されていた。以前より、再審開始のハードルは低くなったとされる。

白鳥決定以降、死刑囚の再審無罪判決は「免田事件」（83年）、「財田川事件」（84年）、「松山事件」（同）、「島田事件」（89年、静岡地裁）と4件続いた。

一方、早大法科大学院の川上拓一教授は再審開始の可能性について、現状では「判断不能」との認識を示す。

「刑事訴訟法上、再審開始の要件とされる、新しく提出された証拠の『新規・明白性』とは、一応、形だけがそのように整っていることを意味しない」と説明する。

川上教授は「（弁護団が新規・明白な証拠と主張する）DNA型鑑定の結果は、今後鑑定人尋問などを通じて検証し、証拠全体の中でどういう意味合いを持つか慎重に判断される必要がある」と指摘する。



確定判決で、右肩部分に袴田巌死刑囚の血痕が付着しているとされた白色半袖シャツ（弁護団提供）

「DNA再鑑定も選択肢の一つ」

「袴田事件」の第2次再審請求審で、これまでDNA型鑑定は2回実施された。昨年12月のDNA型鑑定は、犯行着衣とされた「5点の衣類」に付着した血痕が、被害者のDNA型と一致するかどうかを調べた。弁護側鑑定人は「不一致」、静岡地検側鑑定人は「一致する可能性を排除できない」と評価が分かれた。

今年4月には「白色半袖シャツ」の右肩の血痕が袴田死刑囚のDNA型と一致するかどうかの鑑定が行われ、双方の鑑定人が「不一致」とする鑑定結果を出した。これに対し静岡地検は今年1月以降、弁護団に対して、2人の鑑定人から鑑定手法などについて説明を受ける手続き「カンファレンス」の実施を求めている。

4月上旬には、静岡地裁に対し、職権で2人の鑑定人から説明させることを求める「求釈明申立書」を提出した。

DNA型鑑定に詳しい日大医学部の押田茂實名誉教授（法医学）は「DNA型鑑定は、いわば『職人芸』のようなところがあり、機械にかければ結果が出るというものではない。検察側が信ぴょう性を争うなら、別の第三者に再鑑定を委ねるのも一つの選択肢では」と提案する。

「袴田事件」第2次再審請求審の DNA型鑑定結果

犯行着衣とされた「5点の衣類」	白色ステテコ、ねずみ色スポーツシャツ、鉄紺色ズボン、緑色パンツ	白色半袖シャツ	
		右肩以外	右肩
確定判決	被害者4人の血痕が付着		袴田死刑囚の血痕が付着
弁護側推薦の鑑定人	血痕と被害者4人のDNA型は不一致		血痕と袴田死刑囚のDNA型は不一致
検察側推薦の鑑定人	血痕と被害者4人のDNA型は一致する可能性を排除できない		血痕と袴田死刑囚のDNA型は不一致

(第3種郵便物認可)　2012. 4月20日　東京新聞　東京新

再審促すDNA鑑定

袴田事件 揺らぐ「有罪」


袴田巌死刑囚

一九六六年に静岡県清水市（現静岡市）でみそ製造会社専務一家四人が殺害された袴田事件。有罪の決め手とされたのが、血染めの「五点の衣類」だ。弁護側と検察側双方の鑑定人が今月出したDNA型の鑑定結果は、袴田巌死刑囚（七）とも被害者とも完全には一致しなかった。袴田死刑囚の四十六年にも及ぶ無実の訴えは、ようやく認められるのか。（小坂井文彦、上田千秋、静岡総局・唐沢裕亮）

「鑑定結果は、警察が『五点の衣類』を捏造（ねつぞう）したことを示している。すぐにでも再審を始めるべきだ」。弁護団事務局長の小川秀世弁護士（五九）は十九日、静岡市内の事務所で力説した。

五点の衣類とは、犯行時に袴田死刑囚が着ていたとされるボロシャツ、半袖シャツ、ズボン、ステテコ、ブリーフを指す。ズボンよりも下着のステテコに血痕が多いなど、不自然な点が多く指摘されていた。

発見されたのは、犯行から約一年二カ月もたってから。「一審の公判で、検察側がそろそろ立証を終えようとするころ」（小川弁護士）だったという。検察側はそれまでパジャマとしていた犯行時の着衣を「五点の衣類」に変える冒頭陳述の変更をした。

発見場所は、袴田死刑囚が住み込みで働いていたみそ製造会社工場の醸造タンク内。事件直後にも家宅捜索が行われたが、タンク内はなぜか見過ごされた。

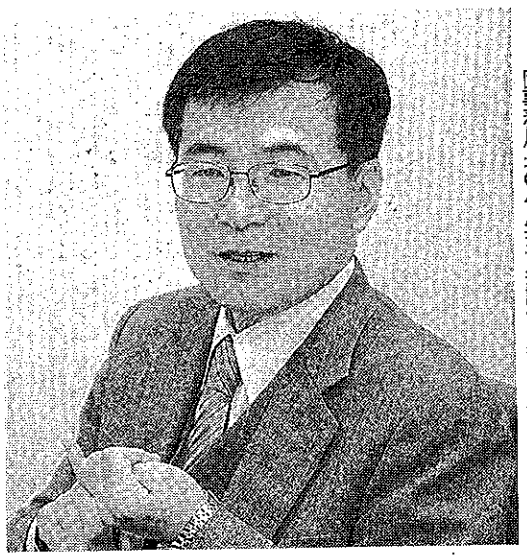
法廷での実験で、袴田死刑囚はサイズが小さすぎてズボンをはけなかった。しかし、袴田死刑囚の実家からズボンの切れ端が見つかったことなどから、裁判官は死刑判決を支える有力な物的証拠として認定した。

こうした経緯から、弁護団は、五点の衣類は警察によって捏造された疑いが極めて強いと主張する。

今回、弁護側、検察側双方の鑑定結果が出たのは、半袖シャツの右肩部分に付いた血痕。確定判決では、当時けがをしていた袴田死刑囚のものとされていた。小川弁護士は「鑑定結果はストレート、ど真ん中で捏造を示している」と自信を示す。

袴田事件のDNA鑑定結果

		半袖シャツ	
		右肩以外	右肩
犯行時の着衣とされた衣類		・ボロシャツ ・ズボン ・ステテコ ・ブリーフ	
確定判決		被害者4人の血痕が付着	袴田死刑囚の血痕が付着
弁護側鑑定人		血痕から被害者4人と同一人由来するDNAは確認できない	血痕のDNAは袴田死刑囚に由来しないと判断できる
検察側鑑定人		血痕のDNAは被害者4人と由来が可能性ある	血痕のDNAは袴田死刑囚のDNAと完全には一致しない


「直ちに再審を開始するべきだ」と訴える弁護団事務局長の小川秀世弁護士＝静岡市葵区で

「捏造示す」弁護側自信

正しく抽出か 検察側疑問視

一方、検察側は再審開始に否定的だ。静岡地検の千葉雄一郎次席検事は、血痕からDNA型を正しく抽出できたのかを疑問視する。衣類は約四十年前から常温で保管され、劣化や第三者のDNAの混入も疑われるとする。

実は一九八一年の第一次再審請求でもDNA型を鑑定したが、検体自体を検出できなかった。弁護側の鑑定人は今回、最新手法を用いて、検体を採取したが、この鑑定人だけの独自の手法だという。検察側は鑑定人尋問で信頼性を問う方針のようだ。

また、検察側の鑑定人の結果は「袴田死刑囚のものと完全には一致しなかった」とあいまいさを残している。

2012．4月20日 東京新聞．
（第3種郵便物認可）
社会特報部

精度向上「闇」破る

「時間切れ」許されぬ

姉「早く出してあげたい」

小川弁護士は「最初の公判の段階から、証拠捏造を主張するべきだった」と指摘する。袴田死刑囚は初公判で無罪を主張したが、選任した弁護人は、事件と衣類は無関係だと訴えただけだった。「当時の法律家の限界。警察による証拠の捏造を主張しても、裁判官の心証をかえって悪くすると考えたのでしょう」

結局、現在の弁護団が捏造の主張を始めたのも八一年の第一次再審請求から約十三年たってからだ。第一次請求は二〇〇八年三月、最高裁が特別抗告を棄却した。同年の第二次請求では、裁判所に促される形で、検察側が新たな証拠を開示。証拠と有罪とされた受刑者のDNA型が異なっていたことが判明した足利事件の影響もあり、昨年八月、静岡地裁はDNA型の再鑑定を決めた。

姉秀子さん(七)によると、袴田死刑囚は拘禁状態が長く続いたため精神のバランスを崩し、一九八〇年十一月の死刑確定後、半年ほどたってから意味の分からないことを言うようになったという。秀子さんは「『元気だ？』って聞くと『元気だよ』って答えるだけで、後は会話が成り立たない。本人は、裁判は終わって自分が勝ったと思っているようです」と話す。

二〇一〇年八月を最後に、面会にも応じないようになった。それでも秀子さんは月に一～五回、東京拘置所に袴田死刑囚を訪ね、面会を申し込んでいる。検察側が推薦する鑑定人の鑑定結果が明らかになった今月十六日にも赴いたが、会えなかった。

「いつひょっこり顔を出すか分からないし、理解できないまでも今の状況をきちんと説明したい」と秀子さん。「外に出れば症状が良くなるという人もいる。最初からずっと信じている。一日も早く出してあげたい」と力を込めた。

今月十三日には、東京・後楽園で、元プロボクサーだった袴田死刑囚を支援する日本プロボクシング協会主催のセミナーが開かれた。講師に招かれたジャーナリスト鳥越俊太郎さんは過去の冤罪事件に触れ、「一日も早く再審の扉を開かないといけない」と訴えた。WBAスーパーフェザー級の世界王者、内山高志選手は「同じボクサーとして、日々きつい練習をしていた人間がこのような残虐な事件を起こすとは考えられない」と話した。



袴田巖死刑囚の姉秀子さん＝16日、東京・小菅の東京拘置所前で



特別セミナー後、特別講師の鳥越俊太郎さん（中央右）とファイティングポーズをとる（左から）内山高志さん、輪島功一さん。右端は川嶋勝重さん＝13日、東京都文京区で

「再審開始へかなり前進」

専門家は今回の鑑定結果をどう見るのか。

一橋大法科大学院の村岡啓一教授（刑事法）は「明らかに袴田氏のものであるという血液が一つもないことが弁護側、検察側双方の鑑定結果で明らかになった。再審開始に向けてかなり前進したと考えていいのでは」とみる。元東京高裁判事の木谷明弁護士も「『衣類が出てきたのは警察のでっち上げ』とする弁護側の主張に大きな根拠を与えた。衣類は犯人が隠したものではないという疑いが強くなった」と話す。

最近、再審開始が相次いでいる。既に無罪が確定した足利事件や布川事件のほか、昨年十一月には福井市の女子中学生殺人事件で再審開始が決まった。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝死刑囚(八)についても名古屋高裁で再審を始めるかどうかの審理が進んでいる。DNA型鑑定の精度が高まったことや、裁判所の勧告で検察側が証拠を新たに開示するようになったことなどが背景にあるとみられる。

木谷弁護士は「裁判官の中に再審開始に対しての臆病さがなくなってきた。ただ、奥西さんも袴田さんも高齢で、検察側は時間切れを狙っているかのようにも思える。一日も早く再審を始める必要がある」と訴えた。

ポスクロ

検察が昨年十二月に新たに開示した証拠は、「自白」の録音テープなど百七十六点。供述調書などは三十四通あり、否認のものも含む。ところが、公判で提出された四十五通は「自白」したものばかり。一審では、任意性などを疑いながら、うち一通のみを採用して死刑を言い渡した。背筋が凍る。（国）

静岡新聞
平成２４年(2012年)４月１９日（木曜日）　B　社会　(30)

鑑定人尋問の早期実施を

袴田事件再審請求　弁護団、地裁に申し入れ

旧清水市（静岡市清水区）で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、弁護団は18日、袴田巌死刑囚(76)の犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」の血痕のＤＮＡ型鑑定を行った鑑定人２人の証人尋問を早期に実施するよう求める申入書を静岡地裁に提出した。

弁護団と地検がそれぞれ推薦した鑑定人２人がともに、シャツ右肩に付着した血痕と、袴田死刑囚のＤＮＡ型は「一致しない」とした鑑定結果を受け、「鑑定の信用性確認のため、証人尋問を早期に実施すべき」と要望した。

今月２日、地検は鑑定人２人に鑑定手法などについて文書などで回答させるよう求める「求釈明申立書」を静岡地裁に提出した。これに対し、弁護団は申入書で「直接口頭で説明を受けた方が、効率的で、分かりやすい」と指摘し、求釈明は必要がないとの見解を示した。

さらに、裁判官が立ち会わずに、鑑定人から鑑定手法などの説明を受ける手続き「カンファレンス」の申し入れを地検から受けたことについて、「信用性を判断する裁判官不在の場で説明を聞くことの意味は乏しい」と訴えた。

弁護団の申入書の提出について、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は18日、「鑑定人尋問はいずれすることになる」と必要性は認めた上で、「充実したやりとりのためには、事前に裁判所に求釈明をしてもらったり、カンファレンスを開くことが必要」と繰り返した。

2012．4．20　朝日新聞

早期再審と釈放　姉や支援者要請

袴田事件

清水市（現静岡市清水区）で１９６６年に一家４人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(76)の第２次再審請求で、姉のひで子さん(79)と支援団体が19日、静岡地裁と静岡地検に早期の再審開始と釈放を求める要請書を提出し、今後の地裁、地検、弁護団による三者協議にはひで子さんの出席を認めるよう求めた。

支援者らは提出後に県庁で会見し、「一刻も早く再審を始めてほしい」と強調した。ひで子さんは20日午前、東京拘置所で袴田死刑囚への面会を申し込む。

平成２４年(2012年)４月２０日（金曜日）　B　社会　（３０）

成年後見人就任申請へ

袴田死刑囚の姉

東京家裁に

旧清水市（静岡市清水区）で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」で死刑が確定し、静岡地裁に第２次再審請求中の袴田巌死刑囚(76)の姉秀子さん(79)が近く、袴田死刑囚の成年後見人に就くことを東京家裁に申し立てることが19日分かった。支援団体が明らかにした。

秀子さんは現在、成年後見人より代理権が限定される保佐人になっているが、「精神状態が悪化し、判断能力が欠けているのが通常の状態になった」として、さらに代理権の強い成年後見人に就任することを求める。

刑事訴訟法は「死刑囚が心神喪失状態になった場合、死刑執行を停止する」と規定しているため、支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の山崎俊樹事務局長(58)は、「成年後見人になることが認められれば、死刑執行は停止される可能性が高い」と期待を寄せる。

秀子さんは２００４年２月、父親の遺産相続手続きを行うため、後見開始を申請し、東京家裁は08年７月、申し立てを却下した。即時抗告審を経て、審理差し戻しを受けた同家裁は09年３月、死刑囚に初めて成年後見制度を適用し、秀子さんを保佐人に選任した。

「再審、早期開始を」

静岡地裁と地検に

支援団体が要請書

第２次再審請求中の「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(76)の無実を訴える市民団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」（楳田民夫代表）など計４団体の16人は19日、静岡地裁と静岡地検に早期再審開始などを求める要請書を提出した。袴田死刑囚の姉秀子さん(79)も同行した。

静岡地裁に提出した要請書では、ただちに再審開始の決定をする▽法務相に死刑執行の停止を求める―ことを要求した。

静岡地検に出した要請書では、死刑執行を停止し身体拘束を解く▽地裁、地検、弁護団の３者協議に秀子さんの同席を認め、裁判所に再審開始を求める―ことを訴えた。

県庁で会見した秀子さんは「一刻も早く、再審開始をお願いしたい」と述べた。

来月11日、３者協議

再審請求

「袴田事件」の第２次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、弁護団による３者協議が５月11日に開かれる。弁護団が19日、明らかにした。

弁護側と検察側がそれぞれ推薦した２人の鑑定人が、袴田巌死刑囚(76)の犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」右肩に付いた血痕と袴田死刑囚のＤＮＡ型が「一致しない」とする鑑定書を地裁に提出してから、初めての３者協議となる。

弁護団によると、鑑定結果の検証方法や、今後の審理の進め方について話し合いが持たれるとみられる。



会見する袴田巌死刑囚の姉秀子さん＝19日、県庁

Q 成年後見制度　認知症や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護するため、裁判所が選任した法律家や親族などが本人に代わって法律行為を行う制度。2000年４月にスタートした。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の３段階に分かれていて、「後見」は判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「保佐」は判断能力が著しく不十分な場合に適用される。

2012年(平成24年)4月26日(木曜日)　11版　社会　32
中日新聞

袴田死刑囚の後見人に

姉が審判申し立て「健康状態知りたい」



袴田死刑囚の成年後見人になる審判を申し立てた姉秀子さん㊧と弁護団＝25日、静岡県庁で

「袴田事件」で第二次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)が認知症で判断能力が低下しているとして、姉の秀子さん(78)＝浜松市中区＝は二十五日、東京家裁に成年後見人になる審判を申し立てた。

静岡県庁で会見した弁護団の岡島順治弁護士によると、後見人になれば、本人の健康状態を観察して管理する権限が与えられ、面会が可能になるという。

同席した秀子さんは「せめて顔色を見られれば、元気かが分かる。後見人に認めてもらいたい」と話した。

審判を通じて袴田死刑囚の精神状態が「心神喪失状態にある」と認定されれば、刑事訴訟法に基づき死刑執行が停止される可能性もある。岡島弁護士は「通常は半年ほどで審判結果が出る。袴田さんの精神状態を正しく判断し、医療刑務所への移送など適切な措置を取ってほしい」と述べた。弁護団によると、袴田死刑囚は二〇〇九年三月、東京拘置所の精神科診察で「脳の萎縮が進み認知症が強く疑われる」と診断された。一〇年八月以降、秀子さんが拘置所を訪れても「必要ない」「関係ない」と面会に応じない状態が続いている。

袴田死刑囚の精神状態については、東京家裁が〇九年三月に「妄想的思考がある」と判断。秀子さんは、本人の同意の下に資産管理などができる成年後見制度の「保佐人」に認定されている。

袴田死刑囚の姉後見人申し立て

「正常判断できない」東京家裁

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑が確定し、静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(79)は25日、袴田死刑囚は認知症の疑いがあり、正常な判断ができないとして、成年後見人就任を東京家裁に申し立てた。

秀子さんは現在、成年後見人より代理権が限定される保佐人になっている。県庁で会見した弁護団の岡島順治弁護士は「就任すれば死刑執行は停止される。医療刑務所に移送され、適切な治療が受けられる」と説明した。

秀子さんは「昨年8月以降、拘置所に行っても会えない状態が続いている。健康状態が心配」と話した。

静岡新聞
2012・4・26

毎日新聞（夕刊）
（第三種郵便物認可）
2012、5/8

弁護団「ねつ造明白」

袴田事件 再審請求 地裁に反論書提出

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、袴田巌死刑囚(76)の弁護団は8日、静岡地検が「弁護団の主張には証拠がない」と昨年12月に静岡地裁に出した「意見書」に対して異議を唱える「反論書」を同地裁に提出した。

反論書は、「DNA型鑑定によって、(確定判決で袴田死刑囚の犯行着衣とされた)『5点の衣類』が、ねつ造であることが明白になった」などと訴えている。

5点の衣類は、事件発生から約1年2カ月後みそタンクの中から見つかり、弁護団は「発見の経緯が不自然。警察のねつ造だ」と主張している。

このうち「白色半袖シャツ」右肩の血痕と、袴田死刑囚のDNA型が一致するかについて調べた今年4月の鑑定で、弁護団と静岡地検それぞれが推薦した鑑定人はともに「不一致」と結論付けた。

5点の衣類をめぐり、支援団体などが3回行った「みそ漬け実験」の結果について、「再現実験の体をなしていない」との検察側の主張に対して「検察官の意見は的外れ」と反論した。

毎日新聞　静岡　13版　2012年(平成24年)5月9日

弁護側 反論の意見書提出

袴田事件 2次再審請求、地裁に

静岡市清水区（旧清水市）で1966年、みそ会社の専務一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、弁護団は8日、静岡地検が「皮製バンド」の検証を求めた昨年の意見書に対し、「検証しても正確なウエストサイズの確認は不可能」などとする意見書を静岡地裁に提出した。

地検が「バンドの検証で当時のウエストサイズが判明し、袴田死刑囚はズボンをはけなかったとする弁護側の主張が誤りだと明らかになる」とした主張について、弁護団は「バンドの使い方が明らかでなく、服を着た状態などで誤差が生まれる」と反論した。

また、確定判決で犯行時の着衣とされる「5点の衣類」を発見したみそ会社の従業員が「捏造（ねつぞう）工作に協力した可能性は考えられない」とした地検の主張には、「DNA型鑑定で5点の衣類から第三者のDNAが検出され、白半袖シャツの右肩部分の血痕が袴田氏のものではないという結果が出た」と反論。「検察官は、捏造がないと納得できるだけの証拠を提示すべきだ」と主張した。

毎日新聞（夕刊）　平成２４年(2012年)５月１０日

早期の鑑定人尋問反対

袴田事件 再審請求 地検が意見書

地裁に提出

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検は10日までに「（DNA型鑑定について）直ちに鑑定人尋問を実施することには反対」とする意見書を静岡地裁に提出した。同地検幹部が明らかにした。提出は9日付。

意見書は「鑑定手法や元データが不明なまま尋問すれば、いたずらに尋問回数を重ねる恐れがある」と、鑑定人尋問をすぐに実施すれば手続きが逆に長引く恐れに言及した。鑑定人尋問前に裁判所が職権で鑑定人から説明させる「求釈明」を早期に実施するよう訴えている。

同地検が弁護団に対して実施を申し入れている裁判官抜きで鑑定人から説明を受ける手続き「カンファレンス」が行われていないことについても「弁護団の不誠実な対応による結果」と批判し、必要性を訴えた。

意見書は、弁護団が4月に静岡地裁に提出した鑑定人尋問の早期実施を求めた申入書に対応する内容。静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「求釈明やカンファレンスなしに鑑定人尋問を行えば、質問が空回りしてしまい、充実した尋問ができない」との考えを示した。

毎日新聞（夕刊）
平成２４年(2012年)５月１１日（金曜日）

鑑定人の「求釈明」実施

袴田事件 第2次再審請求 3者協議で決定

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、弁護団は11日、3者協議を同地裁で開き、同地裁は職権でDNA型鑑定を行った鑑定人から鑑定手法などを説明させる手続き「求釈明」を行うことを決めた。弁護団が早期実施を求めている鑑定人尋問には言及しなかった。

求釈明をめぐっては、同地検が同地裁に対し、鑑定人に対する質問事項などを記した「求釈明申立書」を提出し、鑑定人尋問前の実施を求めていた。

この日の3者協議で、同地裁は、弁護団に対して今月18日までに鑑定人に対し質問事項を同地裁に提出するように指示した。鑑定人には6月22日までに同地検と弁護団から出された質問に対し、文書で答えさせることを決めた。次回の3者協議は、7月9日に開かれる予定。

確定判決で犯行着衣とされた「白色半袖シャツ」右肩の血痕と、袴田巌死刑囚(76)のDNA型が一致するかどうかを調べた今年4月の鑑定では、双方が「不一致」とした。弁護団は「再審開始の基盤は整った」、同地検は「右肩の血痕は、それだけで死命を決する（有罪の）証拠ではない。科学的検証も必要」と、見方が分かれていた。

毎日新聞　2012年5月12日　社会　30

「早期の鑑定人尋問を」

袴田事件弁護団「求釈明」後に期待

「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁が11日、静岡地検、弁護団と開いた3者協議で、DNA型鑑定を行った鑑定人から職権で鑑定手法などを説明させる手続き「求釈明」の実施を決定したことを受け、弁護団の西嶋勝彦団長は早期の鑑定人尋問実施をあらためて訴えた。

西嶋団長は「裁判所は慎重を期したのだろう。決定に従う」と述べた。その上で「われわれの理解としては、求釈明の実施は、鑑定人尋問を行うことが前提となっていると考えている」と述べ、求釈明後の鑑定人尋問実施に期待を示した。

このほか弁護団は、再審請求理由を補充する文書や、新たな証拠開示を求める文書などを同地裁に提出した。

朝日新聞　(平成24年)5月12日

鑑定人に説明求める書面を

袴田事件三者協議　地裁、弁護団に提出指示

静岡市清水区（旧清水市）で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、静岡地裁と静岡地検、弁護団の三者協議が11日、同地裁であった。地裁は弁護団に対し、犯行時の着衣とされる「5点の衣類」のDNA型を鑑定した鑑定人2人に説明を求める事項を書面でまとめ、18日までに地裁へ提出するよう指示した。

弁護団が協議後、会見して明らかにした。

弁護団はこれまで、一刻も早く再審を開始すべきだと主張して、鑑定人に説明を求める手続きは不要だとしてきた。弁護団長の西嶋勝彦弁護士は「裁判所が慎重な手続きをとった。やむを得ない」と話した。

地検は4月2日付で、鑑定人に求める説明事項を書面で地裁に提出。詳細な鑑定データの提出や、鑑定手法の説明を求めている。

弁護団によると、地裁は地検と弁護団が提出した書面を両鑑定人に送付し、6月22日までに回答するよう要請するという。

次回の三者協議は7月9日に開かれる見通し。

毎日新聞　2012年5月17日　平成24年(2012)

検察、袴田事件の地裁決定を歓迎

「鑑定評価可能に」

静岡地裁が「袴田事件」第2次再審請求審の3者協議で、DNA型鑑定を行った2人の鑑定人に対し、鑑定手法などを文書で回答させることを決めたことについて、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は16日、「鑑定の評価が可能になる」と述べ、同地裁の決定を歓迎した。

千葉次席検事は「(鑑定人からの回答を受けて)これでよいとなれば、鑑定人尋問をやらずに、最終意見をまとめようということもあり得る」と述べ、早期の鑑定人尋問実施を求める弁護団をけん制した。

毎日新聞
平成２４年(2012年)５月２１日（月曜日）　C　社会　(26)

検察の証拠開示が前進

刑事司法は今

検証・裁判員制度3年

▷▶3

再審請求審にも影響か

「静岡地検が証拠開示に応じたのは、間違いなく裁判員制度が導入されたことの恩恵の一つ」。旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」第2次再審請求審で弁護団長を務める西嶋勝彦弁護士は、静岡地検が2010年9月に応じた初の証拠開示についてそう分析する。

西嶋弁護士は「裁判員制度の導入は、再審請求審にも大きな影響を及ぼしている」とみる。一方、静岡地検の大野重国検事正は「少なくとも『袴田事件』に関して言えば全く誤った指摘」と反論する。「検察官は公益の代表者という立場から、証拠開示の要否を判断してきた。この基本的な姿勢は変わっていない」と断言した。

これに対して西嶋弁護士は、裁判員裁判の公判前整理手続きで、弁護側が検察側の手持ち証拠をほとんど見ることができるようになった刑事司法の実態の変化を重視している。「再審請求審にもそれが準用されている」と指摘する。

静岡地検は11年12月、静岡地裁の勧告に基づき、弁護団が求めた全176点の証拠開示に踏み切った。この中には袴田厳死刑囚(76)の「自白テープ」も含まれていた。

静岡大人文社会科学部で刑事法を教える神馬幸一准教授は「検察の証拠開示は時代の流れ。全国のほかの再審請求審でも最近、検察の証拠開示は相次いでいる」と指摘し、西嶋弁護士の考えを肯定する。

「公判前整理手続きの証拠開示制度が、再審請求審の証拠開示に影響を与えるということは法律上あり得ない」。大野検事正は「（西嶋弁護士の主張に）理論上の根拠はない」と批判する。

「袴田事件」で、静岡地検が証拠開示の請求に応じた理由について、裁判員裁判の影響を重視する西嶋弁護士。独自の判断であることを強調する大野検事正。2人の主張は平行線のように見える。

ただ、地検側の証拠開示によって、第2次再審請求審のスピードが上がったのは確かだ。現在、弁護団は静岡地検に対して、手持ち証拠の全面開示を求めている。

長年、刑事裁判官を務めた早大法科大学院の川上拓一教授（刑事訴訟法）は「双方の言い分が並び立たないわけではない」と話す。「証拠開示の拡大が再審請求審にも及ぶとする明文の規定はない。ただ、裁判員制度の導入で、検察が再審請求審でも証拠開示に柔軟になったのは確かだ」と指摘する。

その上で「裁判員制度は刑事司法全体に多大な影響を及ぼした。『証拠開示は裁判員制度の副次的産物』との見方も実態的にはあり得る」と付け加えた。



2011年12月の静岡地検の証拠開示を受けて、会見に臨む袴田巌死刑囚の姉秀子さん（左）＝静岡市葵区

平成２４年(2012年)５月２５日（金曜日）　静岡新聞

「袴田死刑囚に支援を」

救う会 来月３日浜松で集会



再審請求の現状を説明する秀子さん（中央）ら＝24日午後、浜松市役所

「袴田事件」で第2次再審請求している袴田巌死刑囚(76)の支援者グループ「浜松・袴田巌さんを救う会」は24日、浜松市役所で会見し、6月3日に同市中区の市福祉交流センターで開く支援集会への参加を呼び掛けた。

袴田死刑囚は精神状態が悪化し、姉の秀子さん(79)＝同市中区＝が保佐人になっている。会見に同席した秀子さんは23日にも袴田死刑囚に面会を試みたが、拒否されたことなどを報告した。「本人の健康状態が心配。会えるか分からないが毎月面会に行こうと思っている」と話した。

同会の渥美邦夫会長は、4月に行った衣類の血痕のDNA型鑑定が、検察、弁護側とも袴田死刑囚と不一致との判断を示したことについて「大きな転換点に差し掛かっている。この流れを確かなものにするために浜松でも支援をお願いしたい」と呼び掛けた。

集会は午後1時から4時。弁護団が再審請求の現状を報告するほか、世田谷区長の保坂展人さんが「袴田巌さんを生きて故郷へ」と題し講演する。問い合わせは同会の寺沢さん〈電090(9261)4840〉へ。

ボクシングマガジン 6月号

シャツの血痕は やはり袴田さんと別人だった!

文◉渋谷 淳/写真◉山口裕朗

袴田巌支援委員会

講師　鳥越俊太郎氏

演題　「袴田巌事件の現状と課題」（仮）

主催　日本プロボクシング協会



左から内山、輪島氏、鳥越氏、川嶋氏。各人が冤罪への憤りを語った

元プロボクサーの死刑囚、袴田巌さんが獄中から46年にわたり無実を訴えている「袴田事件」のDNA鑑定で、犯行時の着衣とされた半袖シャツ右肩部分の血痕は、袴田さんのDNAと一致しないとする鑑定結果が、弁護側と検察側の推薦する2人の鑑定人から提出された。

1980年の確定判決は、犯行時の着衣とされる半袖シャツの右肩にある血痕を袴田さんの血と認定し、有罪の大きな証拠となった。今回の鑑定結果は、確定判決の認定を根幹から揺るがす内容で、再審無罪に向けた強い追い風となりそうだ。

袴田さんの支援を続ける日本プロボクシング協会は4月13日、東京・後楽園ホール展示場で、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏を招いて特別セミナーを開催。セミナーには現役世界チャンピオンの内山高志(ワタナベ)、元世界王者の輪島功一氏、川嶋勝重氏のほか多数の協会員が出席した。



長年にわたり、冤罪事件を追及している鳥越氏。その悲惨さを熱く冷静に訴えた

鳥越氏は「冤罪事件の支援は、最初は白い眼で見られても、最終的に無罪を勝ち取ってきた歴史がある。袴田さんは無罪。臆することなく堂々と主張していけばいい」と協会の支援活動を援護。内山は「同じボクサーとして、日々きつい練習をしてきた人間がこのようなことをするとは考えられない。公平な結果が出ることを期待したい」と話し、今後も支援活動に協力していく考えを明らかにした。

裁判は今後、DNA鑑定結果について詳細な検討がなされる見通しだ。袴田さんが晴れて無罪判決を勝ち取るその日まで、ボクシング界のさらなる支援が求められている。

2012年5月25日　毎日新聞（夕刊）

名張事件 再審請求

無実の訴えまた届かず

「不当」弁護団長憤り

「信じられない不当決定だ」。一審無罪を覆した死刑判決に疑問を感じ、30年にわたり名張毒ぶどう酒事件に関わってきた鈴木泉弁護士(65)。再審開始を認めなかった25日の名古屋高裁の決定に、怒りをあらわにした。

2002年に申し立てた第7次再審請求審からは、弁護団長として奥西勝元被告(86)の無実を証明しようと奔走してきた。司法の壁にはね返されながら、裁判の問題点を検証。「最後は必ず勝つ」と信じてこの日の高裁決定に臨んだが、かなわなかった。

冤罪（えんざい）の可能性がある人を救いたい―。学生時代からこう考えていた鈴木弁護士が、名張事件の弁護団に加わったのは1982年。直前に名古屋拘置所で元被告に初めて会った時、潔白を丁寧に説明しようとする姿に感じ入るものがあったという。「自白や証拠を綿密に点検して無罪とした一審判決に対し、控訴審判決は、有罪ありきで都合の悪い証拠を排除しているように思えた」

事件に使われたぶどう酒瓶の王冠の傷。元被告にしかなかったとされる犯行機会…。疑問点を検証し、第7次再審請求審では「混入された毒物は、自白とは異なる可能性がある」と指摘した。

05年4月に受け取った名古屋高裁の決定書には「再審開始」の文字。震える手で受け取り署名をした。「やっと戦いが終わったと思った」。だが翌年、検察側の異議申し立てが認められ、決定取り消しに。ショックでなんだこれは」とつぶやくのが精いっぱいだった。

それから約5年半。審理は高裁に差し戻され、農薬の鑑定では弁護団の主張に近いデータも出たが、結果を変えることはできなかった。名古屋高裁に集まった支援者の前でしばらく言葉が出なかったが「考えられない。暴挙以外の何ものでもない」。「力が及ばなかった点は弁護団として深くおわびしたい。この決定を必ずや打ち破る決意だ」と声を絞り出すように話した。



名古屋高裁前で報道陣の取材に応じる袴田秀子さん＝25日午前10時すぎ、名古屋市中区

袴田死刑囚支援者ら「残念」

再審開始へ決意新た

名張毒ぶどう酒事件の再審開始を認めない決定を受け、「袴田事件」で第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(76)の姉秀子さん(79)＝浜松市中区＝は25日午前、名古屋高裁前で「本当に残念。奥西さんには力を落とさず頑張ってほしい。弟への影響は分からないが、前例としてはよくない決定」とコメントした。ただ、袴田事件の再審請求に対しては「命のある限りやり抜きたい」と心境を語った。

秀子さんは同日午前9時半ごろ、袴田死刑囚の支援者とともに名古屋高裁に到着し、神妙な面持ちで決定を待った。秀子さんに同行した支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の桜田民夫代表は「袴田事件同様、裁判官は犯人を最初から決め付けているのでは。残念だ」と悔しさをにじませた。

袴田事件の第2次再審請求審で弁護団長を務める西嶋勝彦弁護士は「不当判決だ。袴田事件でも不当判決が出ないよう、再審開始に向けて頑張りたい」と決意を述べた。

静岡新聞　2012年6月4日

袴田死刑囚の早期治療必要

浜松の集会で保坂氏

「袴田事件」で第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(76)の支援者集会が3日、浜松市中区で開かれ、2003年に死刑廃止議員連盟事務局長として袴田死刑囚と面会した保坂展人世田谷区長が当時の様子を語った。

保坂氏は姉の袴田秀子さんらと共に、国会議員として初めて袴田死刑囚に面会した。保坂氏は当時の様子について「再審請求の報告をしても『袴田巌はもういなくなった。全能の神である自分が吸収した』『もう勝ったからそんな話はしないでくれ』などと言い、理解できないようだった」と振り返った。

保坂氏は袴田死刑囚の精神状態を「死刑に対する極度の緊張で、明らかに異常を来している」と指摘。問題行動がないとして治療に消極的な法務省を批判し、「このままでは再審開始が決まっても、本人がその機会を生かせない。医療施設へ移送し、早く治療を施すべきだ」と主張した。

静岡新聞　2012年6月8日

再審開始へ「追い風に」

袴田死刑囚の姉

東電女性社員殺害事件の再審開始を認める決定が出た7日、「袴田事件」で第2次再審請求している袴田巌死刑囚(76)の姉秀子さん(79)が、浜松市中区の自宅で報道陣の取材に応じ、「本当によかった。今回を追い風に、再審開始に向けて頑張っていきたい」とコメントした。

秀子さんは再審開始を目指す集会を通してマイナリさんの支援者とも面識があったという。「お互いに頑張りましょうと話していた。おめでとうございますと伝えたい」と喜びを表した。

「第三者」のDNA型の検出が決め手になったことについては「事件は一つ一つ違う」としながらも、「DNAは確たる証拠。袴田事件も同じ流れになってほしい」と期待を寄せた。

静岡新聞（夕刊）　平成２４年(2012年)６月８日

証拠目録の開示を請求

全容把握へ袴田事件弁護団

静岡地裁

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、弁護団は8日までに、検察官手持ちの証拠全ての目録を開示するよう求める「証拠開示請求書」を静岡地裁に提出した。提出は6日付。

請求書は目録の開示が認められない場合、「永久保存」が義務付けられている現場写真の保管記録などを、目録を代替する書類として開示するよう求めている。

静岡地検は2010年9月、一貫して拒んでいた弁護団の証拠開示に一部応じた。11年12月には同地裁の勧告に基づき、弁護団請求の未開示証拠全176点を開示した。

弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「現状では、検察が持っている証拠の全容は明らかになっていない。目録があれば、今後開示請求すべき証拠が分かるようになる」と説明した。

2012年6月7日　毎日新聞（夕刊）

届いた「無実」の訴え

東電OL殺害 再審決定

「感謝でいっぱい」
元被告、喜びかみしめ

待ち望んでいた日だった。7日、東京高裁が東京電力女性社員殺害事件でゴビンダ・プラサド・マイナリ元被告(45)の再審開始を決めた。「感謝の気持ちでいっぱい。一日も早く帰国したい」。元被告は喜びをかみしめるように話し、ネパールから駆けつけた妻や娘は抱き合って喜んだ。

7日午前10時すぎ、東京高裁から飛び出してきた弁護士が「開始決定」と書かれた紙を広げると、待ち受けた支援者から大きな歓声と拍手が湧き起こった。

元被告の妻ラダさん(42)はその瞬間、両脇にいた長女ミティラさん(20)と次女エリサさん(18)を抱き寄せ、涙を流した。目頭を押さえながら「うれしくて、うれしくて、うれしくてしょうがない」と感激した様子だった。

エリサさんも「父とは一緒に住むことも食事することもこれまでできなかった。もうすぐできると思うと本当にうれしい」と喜んだ。

その後、記者会見したラダさんは、8日に元被告と面会する予定だと話し「『おめでとう』と言ってあげたい」と顔をほころばせた。

決定後に横浜刑務所で面会した弁護士によると、マイナリ元被告は「もう刑務所にいる理由はない。15年間の時間はもう戻らない。検察はこれ以上時間を奪わないでほしい」と早期釈放を求めた。面会中は終始落ち着いた様子で「弁護士、支援者の精いっぱいの努力、支援の結果です。一日も早くネパールに帰国して、病気のお母さんに会いたい」と日本語で語ったという。

恋愛結婚したラダさんと元被告が一緒に暮らした期間は約2年9カ月だけ。1994年に元被告が来日して以降、離れ離れの日々が続いた。

2歳と生後数カ月で別れた2人の娘には父との思い出はなく、物心ついてから会ったのは数えるほど。

元被告も6日の面会で、2人のどちらがミティラさんなのか分からなかったほどだった。

声弾む「袴田事件」支援者

1966年に静岡県で一家4人が殺害された袴田事件で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(76)の弁護団長の西嶋勝彦弁護士は7日、東電女性社員殺害事件の再審開始決定について「名古屋高裁は5月に『名張毒ぶどう酒事件』で再審開始を認めなかっただけに喜びはひとしお。素直にうれしい」と感想を述べた。

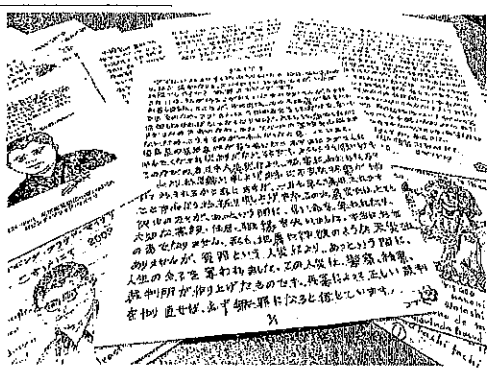
その上で「袴田事件でも、犯行着衣とされた『5点の衣類』に付着した血痕のDNA型鑑定結果の取り扱いが、最大の焦点になっている。状況は非常に似ている。次は袴田事件が再審開始を勝ち取る番だ」と力を込めた。

支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の楳田民夫代表は「名張毒ぶどう酒事件では再審開始が認められず、逆風を感じていた。今回の決定を知らされ、支援者として本当に明るい気持ちになった。(我々も)再審開始決定を勝ち取りたい」と声を弾ませた。

手紙で心情語り続ける

横浜刑務所の独居房に収監されているゴビンダ・プラサド・マイナリ元被告(45)は、面会や手紙を通じて支援者に無実を訴えてきた。「助けてくれる多くの方々が、私と家族の心の支えです」。7日決まった再審決定までの15年間、周囲への感謝を忘れることはなかった。

「刑務所に入れられるような悪いこと、絶対にやってないのです」。日本語で支援者に宛てた数十通の手紙は誤字脱字が目立つが、「いつか無罪になる」との強い思いが伝わる。東日本大震災後には「一日も早く復旧されますことを心からお祈り申し上げます」と被災者を気遣う手紙も書いた。



ゴビンダ・プラサド・マイナリ元被告が支援者らに宛てた直筆の手紙。自分の似顔絵を寄せたこともあった

東電女性社員殺害事件の経過

1994年2月28日	マイナリ元被告が来日
97・3・19	東京都渋谷区のアパートで東京電力女性社員の遺体発見
23	入管難民法違反(不法残留)容疑で元被告を逮捕
5・20	不法残留で懲役1年、執行猶予3年の判決(確定)。女性への強盗殺人容疑で再逮捕
10・14	東京地裁の初公判で無罪を主張
2000・4・14	地裁が無罪判決。直後に入国管理局施設に収容
5・8	東京高裁が再勾留を決定
6・27	最高裁も勾留を認める
12・22	高裁が無期懲役の逆転有罪判決
03・10・20	最高裁が上告棄却の決定。翌月に無期懲役が確定
05・3・24	元被告が東京高裁に再審請求
11・7・21	東京高検の鑑定で、遺体内の精液から元被告と異なる第三者のDNA型が検出され、殺害現場にあった体毛とも一致したことが判明
26	弁護団が記者会見で鑑定結果を公表
10・21	高検の追加鑑定で、遺体の下半身などから採取された付着物のDNA型が第三者とほぼ一致したことが判明
12・5・23	再審請求審の審理が終結
6・7	東京高裁が再審開始を決定。無期懲役刑の停止も認める